

「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」等の制定
及び「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の制定	1
2. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの制定	20
3. 不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出しに関する規則の制定	34
4. 不動産投資信託証券上場契約書	36
5. 業務規程の一部改正新旧対照表	37
6. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	41
7. 信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表	43
8. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	44
9. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	45
10. 信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例の 一部改正新旧対照表	50
11. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、 信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	51
12. 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改 正新旧対照表	58
13. 定率会費の算出の基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表	60
14. 対当取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表	62
15. 安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表	63
16. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	65
17. 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	68
18. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	72
19. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	74
20. 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	76
21. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	79
22. 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表	100
23. 委託保証金の代用有価証券からの除外についての一部改正新旧対照表	103
24. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、 信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	104
25. 受益証券の制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表	110
26. 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規 則の一部改正新旧対照表	111

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例

(目的)

- 第1条 この特例は、不動産投資信託証券の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。
- 2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この特例において、「不動産投資信託証券」とは、証券取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第7号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第7号の2に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とするものをいう。

2 この特例において「不動産関連資産」とは、次に掲げる資産をいう。

(1) 不動産

(2) 不動産同等物（次のaからdまでに掲げる資産をいう。以下同じ。）

a 不動産の賃借権

b 地上権

c 不動産、土地の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）

d 当事者の一方が相手方の行う不動産、不動産の賃借権及び地上権のみの運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を当該資産のみに対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分

(3) 不動産関連有価証券等（次のaからfまでに掲げる資産をいう。以下同じ。）

a 不動産、土地の賃借権、地上権又は金銭のみを信託する信託の受益権（当該信託の信託財産が不動産若しくは不動産同等物又は現金若しくは現金同等物等であるものに限り、前号cに掲げるもの及び有価証券に該当するものを除く。）

b 当事者の一方が相手方の行う不動産若しくは不動産同等物又は現金若しくは現金同等物等のみの運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を当該資産のみに対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（前号dに掲げるものを除く。）

c 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産が不動産若しくは不動産同等物又は現金若しくは現金同等物等であるものに限る。）

- d 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。以下「投資信託法」という。)に規定する投資信託の受益証券(当該投資信託の投資信託財産が不動産若しくは不動産同等物又は現金若しくは現金同等物等であるものに限る。)
 - e 投資信託法に規定する投資証券(当該投資法人の資産が不動産若しくは不動産同等物又は現金若しくは現金同等物等であるものに限る。)
 - f 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券(当該特定目的信託の信託財産が不動産若しくは不動産同等物又は現金若しくは現金同等物等であるものに限る。)
- 3 この特例において「現金同等物等」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第18項に規定する現金同等物及びこれに類するものとして本所が適当と認めるものをいう。
- 4 この特例において「運用資産等」とは、上場申請銘柄又は上場不動産投資信託証券が投資信託の受益証券である場合には当該投資信託の投資信託財産をいい、投資証券である場合には当該投資証券の発行者である投資法人の資産をいう。

(上場申請)

第3条 不動産投資信託証券の上場は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める者からの申請により行うものとする。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

当該受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者(当該投資信託委託業者から投資信託法第17条第1項の規定により委託者指図型投資信託の投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。)及びその受託者である信託会社等(投資信託法第4条に定める信託会社等をいう。以下同じ。)

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

当該受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等(当該信託会社等から投資信託法第49条の10第1項の規定により委託者非指図型投資信託の投資信託財産の運用に係る権限の一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。)

(3) 投資証券

当該投資証券の発行者である投資法人及びその資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者(当該投資信託委託業者から投資信託法第34条の5第1項の規定により投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。以下同じ。)

2 不動産投資信託証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

次に掲げる書類

- a 本所所定の様式による有価証券上場申請書
- b 不動産投資信託証券の見本。ただし、次条第 1 項第 2 号 1 後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該見本のほか、同 1 後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。
- c 本所所定の様式による不動産投資信託証券の分布状況表
- d 次条第 1 項第 2 号 a 及び c に適合するために必要な不動産及び不動産同等物を既に取得している旨又はそれを遅滞なく取得できる見込みである旨を、幹事会員が確約した書面
- e 次条第 1 項第 3 号の規定により上場申請銘柄の発行者が確約した書面
- f 当該投資信託の投資信託約款

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

前号 a から f までに掲げる書類

(3) 投資証券

次に掲げる書類。ただし、次条第 2 項第 1 号又は第 3 号の規定の適用を受ける場合には第 1 号 c に掲げる書類の提出を要しないものとし、次条第 2 項第 2 号の規定の適用を受ける場合には第 1 号 c 及び d に掲げる書類の提出を要しないものとする。

- a 第 1 号 a から e までに掲げる書類
- b 当該投資法人の規約
- c 当該投資法人が投資信託法第 187 条の登録を受けていることを証する書面の写し
- d 次条第 1 項第 2 号 k に規定する本所が承認する名義書換事務受託者と名義書換に関する事務の委託に係る契約を締結していることを証する書面

3 不動産投資信託証券の上場を申請した者のうち上場申請銘柄の発行者であるものは、上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の 1 年前の日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 内閣総理大臣等に上場申請銘柄の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し 各 2 部 (b に規定する書類については 1 部)

- a 有価証券届出書 (訂正有価証券届出書を含む。) 及びその添付書類
- b 有価証券届出効力発生通知書
- c 有価証券通知書 (変更通知書を含む。)
- d 届出目論見書 (届出仮目論見書を含む。)

(2) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し各 2 部

- a 有価証券報告書（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類
 - b 半期報告書（訂正半期報告書を含む。）
- 4 不動産投資信託証券の上場を申請した者のうち上場申請銘柄の発行者であるものは、上場申請に係る募集又は売出しを行った場合には、本所所定の様式による募集又は売出実施通知書を上場の時までに提出するものとする。
- 5 次条第2項の規定の適用を受ける投資証券の上場を申請した者は、上場後最初に終了する営業期間の末日までの間における投資口の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における投資口の分布状況に関する予定書」を、第2項第3号aに基づき提出する有価証券上場申請書に添付するものとする。
- 6 第2項から前項までに掲げる書類のほか、不動産投資信託証券の上場を申請した者は、本所が上場審査のため必要と認めて提出を求める書類を請求する都度遅滞なく提出するものとする。
- 7 上場申請銘柄が、次条第2項第2号又は第3号に該当する場合には、その発行者の設立前においても、新設合併に係る投資主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該新設合併を行う上場投資証券の発行者である投資法人及び上場申請に係る投資証券の発行者となる投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受ける予定の投資信託委託業者が行うものとする。
- 8 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第2項各号（第1号aを除く。）に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

（上場審査基準）

第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- （1） 次のaからcまでに掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該aからcまでに定める者が投資信託法第50条に規定する投資信託協会の会員（投資信託法第6条の認可を受けた者又は信託会社等に限る。以下同じ。）であること。
- a 委託者指図型投資信託の受益証券 投資信託の委託者である投資信託委託業者
 - b 委託者非指図型投資信託の受益証券 投資信託の受託者である信託会社等
 - c 投資証券 投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者
- （2） 上場申請銘柄が、次のaからrまでに適合していること。
- a 運用資産等の総額に占める、不動産等相当部分の額の比率が75%以上になる見込みのあること。
 - b 運用資産等が、上場の時までに、不動産関連資産、現金又は現金同等物等に限られていること。
 - c 運用資産等の総額に占める、安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている又は

- 生じる見込みがある不動産（１か年以内に売却する見込みのないものに限る。）に係る不動産等相当部分の額の比率が５０％以上になる見込みのあること。
- d 上場受益権口数又は上場投資口口数が、上場の時までに２，０００口以上になる見込みのあること。
- e 一口当たりの純資産総額が、上場の時までに５万円以上になる見込みのあること。
- f 純資産総額が、上場の時までに１０億円以上になる見込みのあること。
- g 資産総額が、上場の時までに５０億円以上になる見込みのあること。
- h 大口受益者（所有する受益権口数の多い順に１０名の受益者をいう。以下同じ。）が所有する受益権の総口数又は大口投資主（所有する投資口口数の多い順に１０名の投資主をいう。以下同じ。）が所有する投資口の総口数が、上場の時までに、上場受益権口数又は上場投資口口数の８０％以下になる見込みのあること。
- i 大口受益者を除く受益者又は大口投資主を除く投資主の数が、上場の時までに３００人以上になる見込みのあること。
- j 次の（a）及び（b）に適合していること。
- （a） 上場申請銘柄に係る最近２年間に終了する各計算期間（信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。）又は各営業期間（当該投資証券の発行者の設立後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。）の財務諸表等並びに最近１年間に終了する計算期間又は営業期間における中間財務諸表等に「虚偽記載」を行っていないこと。
- （b） 上場申請銘柄に係る最近２年間に終了する各計算期間又は各営業期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近１年間に終了する計算期間又は営業期間における中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。
- k 上場申請銘柄が投資証券である場合には、投資信託法第７９条第２項に規定する名義書換事務受託者が本所の承認する機関であること。
- l 不動産投資信託証券が本所の定めるところに従って作成されているものであること又は上場申請銘柄の発行者が本所が定めるところに従って不動産投資信託証券を作成する旨を確約しているものであること。
- m 投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約において、受益者の請求による信託契約期間中の解約又は投資主の請求による投資口の払戻しをしないこととされていること。
- n 投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約において、計算期間又は営業期間として定める期

間が6か月以上であること。

o 上場申請銘柄が受益証券である場合には、投資信託の投資信託約款において、法の規定に基づき有価証券届出書を提出して募集を行う場合を除き、当該投資信託の追加信託を行わないこととされていること。

p 上場申請銘柄が委託者指図型投資信託の受益証券である場合には、投資信託の投資信託約款において、証券投資信託である旨が記載されていないこと。

q 当該銘柄が指定保管振替機関（本所が指定する保管振替機関（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和56年法律第30号。以下「保振法」という。）第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。）をいう。以下同じ。）に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。

r 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。

(3) 上場申請銘柄の発行者が、次のaからcまでに掲げる区分に従い、当該aからcまでに定める事項について、書面により確約すること。

a 上場申請銘柄が委託者指図型投資信託の受益証券である場合
次に掲げる事項

(a) 上場申請銘柄に係る投資信託の受託者である信託会社等及び運用資産等（運用資産等の裏付けとなる不動産及び不動産同等物を含む。以下この号において同じ。）に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。

(b) 上場申請銘柄に係る投資信託の受託者である信託会社等及び運用資産等に関する情報について第9条の規定に従い開示を行うこと。

(c) 上場申請銘柄の発行者が第9条の規定に従い上場申請銘柄に係る投資信託の受託者である信託会社等に関する情報の開示を行うことについて当該信託会社等が同意していること。

b 上場申請銘柄が委託者非指図型投資信託の受益証券である場合
次に掲げる事項

(a) 上場申請銘柄に係る運用資産等に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。

(b) 上場申請銘柄に係る運用資産等に関する情報について第9条の規定に従い開示を行うこと。

c 上場申請銘柄が投資証券である場合
次に掲げる事項

(a) 上場申請銘柄の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者及び運用資産等に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。

(b) 上場申請銘柄の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者及び運用資産等に関する情報について第9条の規定に従い開示を行うこと。

(c) 上場申請銘柄の発行者が第9条の規定に従い上場申請銘柄の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者に関する情報の開示を行うことについて当該投資信託委託業者が同意していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該合併後に存続する投資法人又は当該合併により設立される投資法人の発行する投資証券の上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は、当該各号に定める基準によるものとする。

- (1) 上場投資証券の発行者である投資法人が非上場投資証券の発行者である投資法人に吸収合併され、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合
- a 前項第1号、第2号aからdまで、jからnまで、q及びr並びに第3号に適合していること。
この場合における同jの規定の適用については、同j中「上場申請銘柄」とあるのは「当該非上場投資証券」とする。
- b 当該上場投資証券の発行者である投資法人が、第12条第2項第5号前段に該当している場合には、当該上場申請銘柄の発行者である投資法人が、上場の時までに同号前段に該当しない見込みのあること。
- c 当該上場投資証券の発行者である投資法人が、第12条第2項第6号前段に該当している場合には、当該上場申請銘柄の発行者である投資法人が、上場の時までに同号前段に該当しない見込みのあること。
- (2) 上場投資証券の発行者である投資法人が他の上場投資証券の発行者である投資法人と新設合併し、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合
- a 前項第1号、第2号d、kからnまで及びq並びに第3号に適合していること。
- b 当該上場投資証券の発行者である投資法人が、第12条第2項第1号前段に該当している場合には、当該上場申請銘柄の発行者である投資法人が、上場の時までに同号前段に該当しない見込みのあること。
- c 当該上場投資証券の発行者である投資法人が、第12条第2項第3号前段に該当している場合には、当該上場申請銘柄の発行者である投資法人が、上場の時までに同号前段に該当しない見込みのあること。
- d 前号b及びcに適合していること。
- (3) 上場投資証券の発行者である投資法人が非上場投資証券の発行者である投資法人と新設合併し、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合
第1号aからcまでに適合していること。

(上場前の公募又は売出しに関する取扱い)

第 5 条 不動産投資信託証券の上場前に行われる公募又は売出しについては、本所が定める規則によるものとする。

(上場契約)

第 6 条 本所が不動産投資信託証券を上場する場合には、第 3 条第 1 項各号に定める者は、本所所定の不動産投資信託証券上場契約書を提出するものとする。ただし、当該者が既に本所の上場不動産投資信託証券について不動産投資信託証券上場契約書を提出している場合には、提出を要しない。

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第 7 条 不動産投資信託証券の上場を申請した者は、第 3 条の規定により提出した書類のうち、本所が定める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(新不動産投資信託証券の上場申請手続等)

第 8 条 上場不動産投資信託証券に係る投資信託又は投資法人の新たに発行される受益権又は投資口に係る不動産投資信託証券で本所に上場していないものの上場を申請する場合には、上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等 (第 3 条第 1 項各号に定める者をいう。第 3 項において同じ。) が本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

2 前項の規定により上場申請があった場合には、原則として上場を承認するものとする。

3 上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等が、当該上場不動産投資信託証券の銘柄、数量等を変更しようとするときは本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

(不動産投資信託証券に係る適時開示)

第 9 条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等 (第 3 条第 1 項各号に定める者をいう。) に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

上場受益証券の発行者は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

- (a) 受益証券の併合又は分割
 - (b) 追加信託又は売出し
 - (c) 投資信託に必要な資金の借入れ
 - (d) 投資信託約款の変更又は投資信託契約の解約
 - (e) 国内の証券取引所に対する受益証券の上場の廃止に係る申請
 - (f) 当該投資信託委託業者の合併
 - (g) 当該投資信託委託業者の破産の申立て
 - (h) 当該投資信託委託業者の解散（合併による解散を除く。）
 - (i) 当該投資信託委託業者の投資信託委託業又は投資法人資産運用業の廃止
 - (j) 当該投資信託委託業者の会社の分割（営業の全部を承継させる場合に限る。）
 - (k) 当該投資信託委託業者の営業の全部の譲渡
 - (l) 当該投資信託委託業者が投資信託法に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
 - (m) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明（法第 193 条の 2 第 1 項の監査証明をいう。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動
 - (n) 当該銘柄についての指定保管振替機関に対する保振法第 6 条の 2 に規定する同意の撤回
 - (o) (a) から前 (n) までに掲げる事項のほか、上場受益証券又は当該投資信託委託業者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- b 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者に、次に掲げる事実が発生した場合
- (a) 投資信託法第 40 条の規定による業務改善命令
 - (b) 上場廃止の原因となる事実（第 12 条第 1 項第 1 号 a に掲げる事由に係るものに限る。）
 - (c) (a) 及び前 (b) に掲げる事実のほか、投資信託法に基づく内閣総理大臣等の認可、承認又は処分
 - (d) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前 a の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）
 - (e) 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和 32 年大蔵省令第 12 号。以下「監査証明府令」という。）第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第 24 条第 1 項又は第 24 条の 5 第

1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目（休業日を除外する。）の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

(f) (a)から前(e)までに掲げる事実のほか、上場受益証券又は当該投資信託委託業者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 国内の証券取引所に対する受益証券の上場の廃止に係る申請

(b) 前(a)に掲げる事項のほか、上場受益証券又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

d 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等に、次に掲げる事実が発生した場合

(a) 上場廃止の原因となる事実（第12条第1項第1号bに掲げる事由に係るものに限る。）

(b) 前(a)に掲げる事実のほか、上場受益証券又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

上場受益証券の発行者は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 前号aの(a)から(e)まで、(m)又は(n)に掲げる事項

(b) 前(a)に掲げる事項のほか、上場受益証券又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等に、次に掲げる事実が発生した場合

(a) 上場廃止の原因となる事実（第12条第1項第2号に掲げる事由に係るものに限る。）

(b) 前号bの(d)又は(e)に掲げる事項

(c) (a)又は前(b)に掲げる事実のほか、上場受益証券又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) 投資証券

上場投資証券の発行者は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場投資証券の発行者である投資法人が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合

(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

- (a) 投資口の併合又は分割
- (b) 投資口の追加発行又は売出し
- (c) 投資法人債の募集又は資金の借入れ
- (d) 合併
- (e) 規約の変更又は解散
- (f) 国内の証券取引所に対する投資証券の上場の廃止に係る申請
- (g) 破産又は再生手続開始の申立て
- (h) 第1号 a の (m) に掲げる事項
- (i) 当該銘柄についての指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意の撤回
- (j) (a) から前 (i) までに掲げる事項のほか、上場投資証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場投資証券の発行者である投資法人に、次に掲げる事実が発生した場合

- (a) 投資信託法第214条の規定による業務改善命令
- (b) 上場廃止の原因となる事実(第12条第1項第3号 a に掲げる事由に係るものに限る。)
- (c) 純資産の額が投資信託法第124条第1項に定める基準純資産額を下回るおそれが生じたこと。
- (d) 投資信託法第215条第2項の規定による登録取消しの通告
- (e) 第1号 b の (d) 又は (e) に掲げる事項
- (f) (a) から前 (e) に掲げる事実のほか、上場投資証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

- (a) 国内の証券取引所に対する投資証券の上場の廃止に係る申請
- (b) 当該投資信託委託業者の合併
- (c) 当該投資信託委託業者の破産の申立て
- (d) 当該投資信託委託業者の解散(合併による解散を除く。)
- (e) 当該投資信託委託業者の投資信託委託業又は投資法人資産運用業の廃止
- (f) 当該投資信託委託業者の会社の分割(営業の全部を承継させる場合に限る。)
- (g) 当該投資信託委託業者の営業の全部の譲渡

(h) 当該投資信託委託業者が投資信託法に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出

(i) (a) から前 (h) までに掲げる事項のほか、上場投資証券又は当該投資信託委託業者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

d 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者に、次に掲げる事実が発生した場合

(a) 投資信託法第40条の規定による業務改善命令

(b) 上場廃止の原因となる事実(第12条第1項第3号bに掲げる事由に係るものに限る。)

(c) (a) 及び前 (b) に掲げる事実のほか、投資信託法に基づく内閣総理大臣等の承認、認可又は処分

(d) (a) から前 (c) までに掲げる事実のほか、上場投資証券又は当該投資信託委託業者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

2 上場不動産投資信託証券の運用資産等に関する情報の適時開示については、上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 投資信託委託業者等(上場不動産投資信託証券が、委託者指図型投資信託の受益証券である場合には当該受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者を、委託者非指図型投資信託の受益証券である場合には当該受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等を、投資証券である場合には当該投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者をいう。第3号において同じ。)が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a 運用資産等に係る資産の譲渡又は取得

b 前 a に掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 次に掲げる事実が発生した場合

a 運用資産等(賃借権若しくは地上権の目的となる不動産、不動産同等物(不動産の賃借権及び地上権を除く。)に係る信託財産等の資産に含まれる不動産及び不動産関連有価証券等の裏付けとなる不動産を含む。)に生じた偶発的事象に起因する損害の発生

b 前 a に掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい

影響を及ぼすもの

- (3) 投資信託委託業者等が、投資信託法第28条第1項各号に掲げる取引(同法第49条の11において準用する場合を含む。)又は同法第34条の6第2項に定める取引を行った場合(投資信託の受益者に対してこれらの規定に基づく書面の交付を要する場合に限る。)
 - (4) 上場不動産投資信託証券に係る計算期間若しくは営業期間又は中間計算期間若しくは中間営業期間に係るファンドの決算の内容が定まった場合
 - (5) 上場不動産投資信託証券に係るファンドの当期利益又は収益の分配若しくは金銭の分配について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前計算期間又は前営業期間の実績値)に比較して当該上場不動産投資信託証券の発行者が新たに算出した予想値又は当該計算期間若しくは当該営業期間の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。)が生じた場合
- 3 前2項のほか、上場不動産投資信託証券等に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるものとする。
- 4 前3項の規定は、上場不動産投資信託証券等に関する情報の適時開示について上場不動産投資信託証券の発行者が遵守すべき最低限の要件、方法を定めたものであり、上場不動産投資信託証券の発行者は、同各項の規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(本所への協力義務)

- 第10条 上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等(第3条第1項各号に定める者をいう。以下この条において同じ。)は、本所が上場不動産投資信託証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認め、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等(当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。
- 2 上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等は、前項の規定により本所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、本所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

- 第11条 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

- (1) 委託者指図型投資信託の受益証券

次に掲げる場合

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が、次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a) 第9条第1項第1号aの(a)から(1)まで、(n)若しくは(o)又は同条第2項第1号a若しくはbに掲げる事項

(b) 前(a)のほか、上場受益証券に関する権利等に係る重要な事項

b 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a) 第9条第1項第1号cの(a)又は(b)のいずれかに掲げる事項

(b) 前(a)のほか、上場受益証券に関する権利等に係る重要な事項

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

a 第9条第1項第2号aの(a)若しくは(c)又は同条第2項第1号a若しくはbに掲げる事項

b 前aのほか、上場受益証券に関する権利等に係る重要な事項

(3) 投資証券

次に掲げる場合

a 上場投資証券の発行者である投資法人が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a) 第9条第1項第3号aの(a)から(g)まで、(i)又は(j)に掲げる事項

(b) 名義書換の臨時停止

(c) 投資主総会の招集

(d) 名義書換事務受託者の変更

(e) (a)から前(d)までのほか、上場投資証券に関する権利等に係る重要な事項

b 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者が第9条第1項第3号cの(a)から(i)まで又は同条第2項第1号a若しくはbに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

2 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に定める事項について決議又は決定を行った場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 証券取引法施行令(昭和40年政令第321号)第20条第3項第5号に規定する安定操作取引の委託等を行うことができる者の選定

- (2) 公募又は売出しに係る元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格
- 3 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当したときには、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。
- (1) 委託者指図型投資信託の受益証券
前条第 1 項第 1 号 (a 及び c を除く。) 又は第 2 項 (第 1 号を除く。) に該当した場合
- (2) 委託者非指図型投資信託の受益証券
前条第 1 項第 2 号 (a を除く。) 又は第 2 項 (第 1 号を除く。) に該当した場合
- (3) 投資証券
前条第 1 項第 3 号 (a 及び c を除く) 又は第 2 項 (第 1 号を除く。) に該当した場合
- 4 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定めるところにより、本所に提出するものとする。
- (1) 本所所定の様式による資産の運用状況表 計算期間又は営業期間経過後 3 か月以内で資産の運用状況の判明後遅滞なく
- (2) 受益者又は投資主への発送書類 受益者又は投資主に対する発送日前
- 5 上場不動産投資信託証券の発行者は、前項第 2 号に掲げる書類のうち運用報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 前各項のほか、上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等 (第 3 条第 1 項各号に定める者をいう。) は本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

(不動産投資信託証券の上場廃止基準)

第 1 2 条 上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等 (第 3 条第 1 項各号に定める者をいう。) に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託者指図型投資信託の受益証券
- a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が行っていた業務が他の投資信託委託業者に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託業者が不動産投資信託証券上場契約書 (当該他の投資信託委託業者が発行者となる場合にあっては、不動産投資信託証券上場契約書及び第 4 条第 1 項第 3 号 a に規定する事項について確約した書面) を提出する場合は、この限りでない。

- (a) 投資信託法第 3 8 条第 4 項の規定により、投資信託委託業の認可が失効した場合
- (b) 投資信託法第 4 1 条第 1 項、第 4 2 条第 1 項第 1 号ホ又は第 4 3 条の規定により、投資信託委託業の認可を取り消された場合
- (c) 投資信託法第 5 0 条に規定する投資信託協会の会員でなくなった場合

b 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書を提出する場合は、この限りでない。

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書（当該他の信託会社等が発行者となる場合にあっては、不動産投資信託証券上場契約書及び第 4 条第 1 項第 3 号 b に規定する事項について確約した書面）を提出する場合は、この限りでない。

- a 営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合
- b 投資信託法第 5 0 条に規定する投資信託協会の会員でなくなった場合

(3) 投資証券

a 上場投資証券の発行者である投資法人が次のいずれかに該当する場合は、当該上場投資証券の上場を廃止する。

- (a) 投資信託法第 1 4 3 条に掲げる解散事由のいずれかに該当する場合
- (b) 法律の規定に基づく破産若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合

b 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者が行っていた業務が他の投資信託委託業者に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託業者が不動産投資信託証券上場契約書を提出する場合はこの限りでない。

- (a) 投資信託法第 3 8 条第 4 項の規定により、投資法人資産運用業の認可が失効した場合
- (b) 投資信託法第 4 1 条第 1 項、第 4 2 条第 1 項第 1 号ホ又は第 4 3 条の規定により、投資法人資産運用業の認可を取り消された場合

(c) 投資信託法第50条に規定する投資信託協会の会員でなくなった場合

- 2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。
 - (1) 運用資産等の総額に占める、不動産等相当部分の額の比率が75%未満となった場合において、1か年以内に75%以上とならないとき。
 - (2) 運用資産等が、不動産関連資産、現金又は現金同等物等に限られなくなった場合
 - (3) 運用資産等の総額に占める、安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている不動産(1か年以内に売却する見込みのないものに限る。)に係る不動産等相当部分の額の比率が50%未満となった場合において、1か年以内に50%以上とならないとき。
 - (4) 上場受益権口数又は上場投資口口数が、2,000口未満である場合
 - (5) 純資産総額が、5億円未満となった場合において、1か年以内に5億円以上とならないとき。
 - (6) 資産総額が、25億円未満となった場合において、1か年以内に25億円以上とならないとき。
 - (7) 最近1年間の売買高が20口未満である場合。ただし、本所及び国内の他の証券取引所に上場されている場合は、本所及び当該証券取引所における最近1年間の売買高の合計が20口未満とする。
 - (8) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延
監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合
 - (9) 次のa又はbのいずれかに該当する場合
 - a 上場不動産投資信託証券に係る財務諸表等又は中間財務諸表等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合
 - b 上場不動産投資信託証券に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見を表明しない」旨(本所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。)が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合
 - (10) 上場不動産投資信託証券に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合
 - (11) 上場不動産投資信託証券について、投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約の変更により、受益者の請求による信託契約期間中の解約又は投資主の請求による投資口の払戻しが行えることとなる場合

(1 2) 投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約の変更により、計算期間又は営業期間が6か月未満となる場合

(1 3) 上場不動産投資信託証券が受益証券である場合には、投資信託の投資信託約款の変更により、法の規定に基づき有価証券届出書を提出して募集を行う場合以外においても、当該投資信託の追加信託を行えることとなる場合

(1 4) 上場不動産投資信託証券が委託者指図型投資信託の受益証券である場合には、証券投資信託である旨が記載されることとなる投資信託の投資信託約款の変更が行われる場合

(1 5) 上場不動産投資信託証券が受益証券である場合には、当該受益証券に係る投資信託契約が終了となる場合

(1 6) 当該銘柄の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合

(1 7) 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

3 前項第1号から第3号まで、第5号及び第6号の審査は、上場不動産投資信託証券に係る毎計算期間又は毎営業期間の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

4 前項の規定にかかわらず、第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号の審査は、本所が定めるところにより、上場不動産投資信託証券に係る毎計算期間又は毎営業期間の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

(上場廃止前の取扱い)

第13条 上場不動産投資信託証券が前条に定める上場廃止の基準に該当する場合においても、本所が必要であると認めた時は、上場廃止前一定期間、市場において当該銘柄の売買を行わせることができる。

(上場手数料及び年賦課金)

第14条 上場申請不動産投資信託証券の発行者及び上場不動産投資信託証券の発行者は、本所が定める新規上場時の上場手数料、追加発行時又は追加信託時の上場手数料及び年賦課金を支払うものとする。

(有価証券上場規程の読替え)

第15条 不動産投資信託証券に係る有価証券上場規程第6条及び第13条の規定の適用については、同第6条中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請銘柄の発行者」と、同第13条中「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第3条第1項各号に定める者をいう。）」とする。

(委任規定)

第16条 この特例に定めのある事項並びにこの特例の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が定める。

付 則

この特例は、平成16年 8月27日から施行する。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

1. 定義の取扱い（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「不動産投信特例」という。）第2条）関係

- (1) 投資信託の投資信託財産又は投資法人の資産のうち、不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金、保証金その他の担保金に相当する現金又は現金同等物等（当該預託金額を限度とする。）は、不動産投信特例の適用については、不動産とみなす。
- (2) 第3項に定める「これに類するものとして本所が適当と認めるもの」とは、不動産、不動産同等物及び現金同等物以外の資産のうち、次に掲げる資産であって投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号）第3条各号に掲げる資産に該当するものを含むものとする。
 - a 株券その他大きな値動きが見込まれる資産以外の資産
 - b 不動産投資信託証券に係る投資信託又は投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的として有する取引に係る権利その他の資産

2. 上場申請の取扱い（不動産投信特例第3条）関係

- (1) 第2項第1号bに規定する「不動産投資信託証券の見本」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。
- (2) 第2項第1号bただし書に規定する書面を提出する場合は、同bに規定する「不動産投資信託証券の見本」の提出時期を上場日直後とすることができるものとする。
- (3) 第2号第1号dに規定する「遅滞なく取得できる見込みである」とは、上場の時までに取り得る見込みであることをいう。ただし、第4条第1項第2号aについては、上場申請者が3.(3)a及びbに掲げる書類を提出する場合、第4条第1項第2号cについては、上場申請銘柄の発行者が3.(6)に掲げる書類を提出する場合は、上場後3か月以内に取得できる見込みであることをいう。

3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第4条）関係

- (1) 第1項第2号に規定する「運用資産等の総額」、「不動産等相当部分の額」、「純資産総額」及び「資産総額」の算定において使用する各資産の額は、上場申請銘柄が受益証券である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。以下「特定有価証券開示府令」という。）第4号様式 記載上の注意(27)bに定める価格、上場申請銘柄が投資証券である場合には、特定有価証券開示府令第4号の3様式 記載上の注意(34)bに定める価格によるものとする。
- (2) 第1項第2号aに規定する「不動産等相当部分の額」は、不動産及び不動産同等物の額と不動産関連有価証券等のうち不動産又は不動産同等物に相当する部分の額の合計額とする。この

場合における不動産関連有価証券等のうち不動産又は不動産同等物に相当する部分の額は、各不動産関連有価証券等について、次の算式によって算出された額とする。

不動産関連有価証券等の額 × (当該不動産関連有価証券等の対象である信託財産等の資産に含まれる不動産及び不動産同等物の額 / 当該不動産関連有価証券の対象である信託財産等の資産総額)

(注) 当該不動産及び不動産同等物の額並びに資産総額は、原則として、当該不動産関連有価証券等の発行者等が前 (1) に準じて付した価格を用いるものとする。

(3) 第 1 項第 2 号 a に規定する「 75 % 以上になる見込みのあること」とは、上場申請時において 75 % 以上であることをいう。ただし、上場申請者が次の a 及び b に定める書類を上場申請時に提出した場合は、上場後 3 か月以内に 75 % 以上になる見込みがあることをいう。

a 取得する不動産関連資産の情報についての記載がなされた有価証券届出書

b 取得する不動産関連資産に係る売買契約書等の写し

(4) 第 1 項第 2 号 c に規定する「安定的賃貸事業収入」とは、不動産の賃貸事業から生じる収入のうち、将来当該不動産について造成又は建築によって整備又は実用化等が図られることにより現行の賃貸事業収入が著しく変動することが見込まれない安定した収入をいう。

(5) 第 1 項第 2 号 c に規定する「生じる見込みがある」とは、安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が上場後 3 か月以内に生じる見込みがある旨を幹事会員が確約した書面を提出している場合をいう。

(6) 第 1 項第 2 号 c に規定する「 50 % 以上になる見込みのあること」とは、上場申請時において 50 % 以上であることをいう。ただし、上場後 3 か月以内に 50 % 以上になる旨及びその理由について記載した書面を上場申請銘柄の発行者が上場申請時に提出した場合は、上場後 3 か月以内に 50 % 以上になる見込みがあることをいう。

(7) 第 1 項第 2 号 c に規定する「安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている又は生じる見込みがある不動産 (1 か年以内に売却する見込みのないものに限る。) に係る不動産等相当部分の額」は、次の a から d までに掲げる不動産関連資産の区分に従い、当該 a から d までに定める額の合計額とする。

a 不動産

安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている又は生じる見込みがある不動産 (1 か年以内に売却する見込みのないものに限る。) の額

b 不動産同等物 (不動産の賃借権又は地上権に限る。)

安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている又は生じる見込みがある不動産 (1 か年以内に売却する見込みのないものに限る。) の賃借権又は当該不動産に係る地上権の額

c 不動産同等物 (前 b に該当するものを除く。)

各不動産同等物について、次の算式により算出した額

不動産同等物の額 × (当該不動産同等物の対象である信託財産等の資産に含まれる安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている又は生じる見込みのある不動産 (1 か年以内に売却する見込みのないものに限る。) の額 / 当該不動産同等物の対象である信託財産等の資産総額)

d 不動産関連有価証券等

各不動産関連有価証券等について、次の算式により算出した額

不動産関連有価証券等の額 × (当該不動産関連有価証券等の裏付けとなっている不動産のうち、安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている又は生じる見込みがあるもの (1 か年以内に売却する見込みのないものに限る。) の額 / 当該不動産関連有価証券等の対象である信託財産等の資産総額)

(注) c 及び d における当該不動産の額、不動産同等物の額及び資産総額は、原則として、当該不動産関連有価証券等の発行者等が (1) に準じて付した価格を用いるものとする。

(8) 第 1 項第 2 号 e 及び f に規定する「純資産総額」とは、資産総額から負債総額を控除した額とする。

(9) 株券上場審査基準の取扱い 2 . (7) a の規定は、第 1 項第 2 号 j の (a) に規定する「虚偽記載」について、同取扱い 2 . (7) c ((b) を除く。) の規定は、第 1 項第 2 号 j の (b) に規定する「本所が適当と認める場合」について、それぞれ準用する。この場合において、同取扱い 2 . (7) a 中「有価証券届出書、発行登録書又は発行登録追補書類若しくはこれらの書類の添付書類若しくはこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書若しくはその添付書類又は半期報告書」とあるのは「有価証券届出書若しくはその添付書類、有価証券報告書若しくはその添付書類又は半期報告書」と、「訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書」とあるのは「訂正届出書又は訂正報告書」と、同取扱い 2 . (7) c の (a) 中「監査報告書」とあるのは「監査報告書 (最近 1 年間に終了する計算期間又は営業期間の財務諸表等に添付されるものを除く。) 」と読み替えるものとする。

(10) 第 1 項第 2 号 k に規定する「本所の承認する機関」は、株券上場審査基準の取扱い 2 . (8) b の (a) 又は (b) に規定するものをいうものとする。

(11) 不動産投資信託証券の作成については、次のとおり取り扱うこととする。

a 第 1 項第 2 号 l の規定により作成する受益証券には、当該受益証券に係る投資信託の名称を記載するものとする。

b 第 1 項第 2 号 l の規定により作成する不動産投資信託証券の様式は、株券上場審査基準の取扱い 2 . (9) (株券の様式) によるものとする。

(12) 第 1 項第 2 号 q に規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

4．上場申請のための提出書類の公衆縦覧の取扱い（不動産投信特例第7条）関係

第7条に規定する本所が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約
- (2) 第3条第3項各号に規定する書類

5．新不動産投資信託証券の上場等の取扱い（不動産投信特例第8条）関係

(1) 発行日取引による上場の取扱い基準

a 分割により追加して発行される新不動産投資信託証券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日取引により上場する。

- (a) 受益権口数又は投資口口数が2,000口以上であること。
- (b) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

b 公募により発行される新不動産投資信託証券が次に掲げる条件に適合している場合は、当該公募の申込期間満了の日の翌日以降の日で本所が定める日から、発行日取引により上場する。

- (a) 法第4条第1項の規定による届出を要する場合には、その効力が生じていること。
- (b) 受益権口数又は投資口口数が2,000口以上であること。
- (c) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

c 受益者割当により発行される新受益証券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日取引により上場する。

- (a) 法第4条第1項の規定による届出を要する場合にはその効力が生じていること。
- (b) 受益権口数が2,000口以上であること。
- (c) 上場後の分布状況が著しく悪いと認められないこと。

(2) 新不動産投資信託証券の発行後における上場の取扱い基準

a 上場不動産投資信託証券と権利関係を異にする新上場不動産投資信託証券が次に掲げる条件に適合している場合は、その発行された時に上場する。

- (a) 受益権口数又は投資口口数が2,000口以上であること。
- (b) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

b 前aにより上場する新不動産投資信託証券でない新不動産投資信託証券は、上場不動産投資信託証券と権利関係が同一となったときに、上場不動産投資信託証券に追加して上場する。

(3) 次のa又はbに掲げる投資証券の上場日は、当該a又はbに定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。

(aに定める投資証券については、前(2)の規定は適用しない。)

a 上場投資法人（上場投資証券の発行者である投資法人をいう。以下同じ。）が他の上場投資法人を吸収合併することにより発行する投資証券

合併期日。ただし、合併期日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記の2日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日

- b 第4条第2項の規定により上場される投資証券
前aに定める日

6. 上場不動産投資信託証券に係る適時開示等の取扱い（不動産投信特例第9条）関係

(1) 第2項に規定する「投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準」は、次のa又はbに掲げる区分に応じ、当該a又はbに定めるものとする。この場合において、3.(1)の規定はこの(1)に規定する「譲渡対象資産の価格」及び「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3.(8)の規定は、「純資産総額」について、それぞれ準用する。

a 第1号aに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 譲渡する場合にあっては、最近計算期間又は最近営業期間の末日における譲渡対象資産の価格が同日における純資産総額の100分の10に相当する額未満であること。
- (b) 取得する場合にあっては、取得対象資産の取得価格が、最近計算期間又は最近営業期間の末日における純資産総額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 譲渡対象資産の譲渡予定日の属する計算期間又は営業期間において、譲渡対象資産の譲渡による当期利益の増加額又は減少額が最近計算期間又は最近営業期間の当期利益の額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b 第2号aに掲げる事項

運用資産等に生じた偶発的事象に起因する損害の額が、最近計算期間又は最近営業期間の末日における純資産総額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(2) 第2項第4号に規定する「決算の内容」には、運用資産等の価格に関する情報を含むものとする。この場合において、当該情報は、上場受益証券にあっては、特定有価証券開示府令第7号様式の「第1 ファンドの状況」における「投資状況」並びに「第2 ファンドの経理状況」における「投資不動産物件」及び「その他投資資産の主要なもの」と同等の内容、上場投資証券にあっては、特定有価証券開示府令第7号の3様式の「第1 投資法人の状況」における「投資状況」並びに「第3 投資法人の経理状況」における「投資不動産物件」及び「その他投資資産の主要なもの」と同等の内容を参考情報として記載するものとする。

(3) 第2項第5号に規定する「投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める

基準」は、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該 a 又は b に定めるものとする。

a 当期利益

新たに算出した予想値又は当計算期間又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前計算期間又は前営業期間の実績値）で除して得た数値が 1.3 以上又は 0.7 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前計算期間又は前営業期間の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

b 収益の分配又は金銭の分配

新たに算出した予想値又は当計算期間又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前計算期間又は前営業期間の実績値）で除して得た数値が 1.2 以上又は 0.8 以下であること。

- (4) 第3項に規定する「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じる」とは、原則として、同規則第2条の2から第3条まで、第4条から第4条の3まで、第6条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条、第14条及び第15条に定めるところに準じることをいうものとする。

7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条）関係

- (1) 第1項に規定する「投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準」は、前6.(1)aに規定する基準をいうものとする。
- (2) 第1項又は第2項に規定する通知は、第1項第1号aの(a)若しくは(b)、同号bの(a)若しくは(b)、同項第2号a若しくはb、同項第3号aの(a)から(e)まで、同号b又は第2項各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会（投資法人にあっては、役員会）で決議したこと（代表取締役（投資法人にあっては、執行役員。以下この(2)において同じ。）の専決事項である場合）にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下同じ。）を行った後、直ちに取締役会決議通知書（投資法人にあっては、役員会決議通知書。代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）を提出することにより行うものとする。
- (3) 第1項に規定する「書類の提出」（同項第1号及び第2号に係るものに限る。）は、次のaからcまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからcまでに定めるところにより行うものとする。この場合において、上場受益証券の発行者は、cに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a 第9条第1項第1号aの(a)に掲げる事項

受益証券の併合又は分割日程表 確定後直ちに

b 第9条第1項第1号aの(b)に掲げる事項

- (a) 追加信託又は売出しの日程表 確定後直ちに
- (b) 有価証券届出効力発生通知書の写し 交付後直ちに
- (c) 目論見書(届出仮目論見書を含む。) 作成後直ちに

この場合において、上場受益証券の発行者は、当該目論見書(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (d) 有価証券通知書(変更通知書を含む。)の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに

c 第9条第1項第1号aの(d)に掲げる事項

変更後の投資信託約款 変更確定後直ちに

- (4) 第1項に規定する「書類の提出」(同項第3号に係るものに限る。)は、次のaからeまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからeまでに定めるところにより行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、cの(a)、(b)及び(d)並びにdに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a 第9条第1項第3号aの(a)に掲げる事項

投資口の併合又は分割日程表 確定後直ちに

b 第9条第1項第3号aの(b)に掲げる事項

- (a) 追加発行又は売出しの日程表 確定後直ちに
- (b) 有価証券届出効力発生通知書の写し 交付後直ちに
- (c) 目論見書(届出仮目論見書を含む。) 作成後直ちに

この場合において、上場投資証券の発行者は、当該目論見書(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (d) 有価証券通知書(変更通知書を含む。)の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに

c 第9条第1項第3号aの(d)に掲げる事項

- (a) 合併契約書の写し 契約締結後直ちに
- (b) 投資信託法第150条において準用する商法第408条の2第1項第2号から第6号までに規定する書類の写し 同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに
- (c) 合併日程表 確定後直ちに
- (d) 投資信託法第150条において準用する商法第414条の2第1項に規定する書類の写し 同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに
- (e) 登記簿抄本 登記完了後直ちに

d 第9条第1項第3号aの(e)に掲げる事項

変更後の規約 変更後直ちに

e 第1項第3号aの(b)に掲げる事項

臨時名簿閉鎖期間又は基準日に関する日程表 当該期間の初日又は期日の2週間前

(5) 第2項に規定する「書類の提出」は、次のa又はbに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該a又はbに定めるところにより行うものとする。

a 第2項第1号に掲げる事項

次に掲げるところによる「安定操作取引委託者通知書」

(a) 記載事項

イ 氏名

ロ 住所

ハ 発行者との関係

(b) 提出期限

証券取引法施行令(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

b 第2項第2号に掲げる事項

(a) 法第5条第1項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合

次に掲げるところによる「元引受契約を締結する証券会社通知書」

イ 記載事項

発行者又は売出しに係る有価証券の所有者と法第21条第4項に規定する元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社の商号

ロ 提出期限

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

(b) 発行価格又は売出価格が決定された場合

次に掲げるところによる「発行価格(売出価格)通知書」

イ 記載事項

(イ) 発行価格又は売出価格

(ロ) 発行価額又は売出価額の総額

ロ 提出時期

発行価格又は売出価格の決定後直ちに

(c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売出価格が一の取引所有価証券市場の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合

次に掲げるところによる「算式表示による発行価格(売出価格)通知書」及び「発

行価格（売出価格）の確定値通知書」

イ 「算式表示による発行価格（売出価格）通知書」

（イ） 記載事項

算式表示（「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和48年大蔵省令第5号）第1条第30号に規定する算式表示をいう。以下同じ。）による発行価格又は売出価格

発行価額又は売出価額の総額の見込み

（ロ） 提出時期

算式表示による発行価格又は売出価格の決定後直ちに

ロ 「発行価格（売出価格）の確定値通知書」

（イ） 記載事項

発行価格又は売出価格の確定値

発行価額又は売出価額の総額

（ロ） 提出時期

発行価格又は売出価格の確定値が得られた後直ちに

（6） 第6項の規定に基づき請求する書類には、各計算期間又は営業期間の末日現在における本所の定める様式による上場不動産投資信託証券の分布状況表（各計算期間又は営業期間経過後3か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。）を含むものとする。

この場合において、当該書類の提出は、当該上場不動産投資信託証券の発行者が行うものとする。

8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い（不動産投信特例第12条）関係

（1） 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が第1項第1号aの（a）から（c）までのいずれかに該当する場合において、上場受益証券の発行者から同aただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同aに該当するものとして取り扱う。

（2） 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が第1項第1号b本文に該当する場合において、上場受益証券の発行者から同bただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同bに該当するものとして取り扱う。

（3） 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が第1項第2号a又はbに該当する場合において、上場受益証券の発行者から同号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同号に該当するものとして取り扱う。

（4） 第1項第3号aの（a）については、次のaからcまでに掲げる日に同号aに該当するものとして取り扱う。

- a 上場投資法人が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として合併期日（被合併投資法人が発行者である投資証券1口に対して1口を超える数の新投資証券が割り当てられる場合（旧投資証券と新投資証券の双方が上場されることとなる場合を除く。）又は被合併投資法人が発行者である投資証券1口に対して1口に満たない数の新投資証券が割り当てられる場合には、新投資証券の割当てに係る基準日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日））
- (a) 他の上場投資法人に吸収合併される場合
 - (b) 第4条第2項の規定の適用を受け、存続投資法人又は新設投資法人が発行者である投資証券が速やかに上場される見込みのある場合
- b 上場投資法人が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場投資法人から当該合併に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けた日
- c 上場投資法人が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合は、当該上場投資法人から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- (5) 第1項第3号aの(b)に規定する「法律の規定に基づく破産若しくは再生手続を必要とするに至った場合」とは、上場投資法人が、法律に規定する破産又は再生手続の原因があることにより、破産又は再生手続を必要と判断した場合をいう。
- (6) 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者が第1項第3号bの(a)から(c)までのいずれかに該当する場合において、上場投資証券の発行者から同bただし書に規定する業務の引継ぎ又は書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同bに該当するものとして取り扱う。
- (7) 第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定する基準の審査については、以下のとおり取り扱うこととする。
- a 第2項第1号に規定する「1か年以内に75%以上とならないとき」とは、各計算期間又は各営業期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日までの期間（以下「猶予期間」という。）内において運用資産等の総額の75%以上とならないときを、第3号に規定する「1か年以内に50%以上とならないとき」とは、猶予期間内において運用資産等の総額の50%以上とならないときを、第5号に規定する「1か年以内に5億円以上とならないとき」とは、猶予期間内において5億円以上とならないときを、第6号に規定する「1か年以内に25億円以上とならないとき」とは、猶予期間内において25億円以上とならないときをそれぞれいうものとする。
 - b 計算期間又は営業期間の変更により猶予期間の最終日が計算期間又は営業期間の最終日に当たらない上場不動産投資信託証券の発行者は、当該猶予期間経過後3か月以内で資産の運用状況の判明後遅滞なく、本所所定の様式による資産の運用状況表を本所に提出するものとする。

- c 第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定する基準の審査は、第11条第4項第1号又は前bの規定により提出される資産の運用状況表に記載された資産の運用状況によるものとする。
- (8) 第2項第4号の基準に該当する場合において、上場受益証券の発行者から上場受益権口数の減少が確定した旨の書面による報告を受けたとき又は上場投資法人から上場投資口口数の減少に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第4号に該当するものとして取り扱う。
- (9) 第2項第7号に規定する基準については、次のとおり取り扱うこととする。
 - a 第2項第7号の規定は、上場後1年未満の銘柄については適用しない。
 - b 第2項第7号の審査については、当分の間、12月末日に行うものとする。
 - c 第2項第7号に規定する「最近1年間の売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄の市場内売買の売買高合計をいうものとする。
- (10) 第2項第9号に規定する基準については、次のとおり取り扱うこととする。
 - a 株券上場審査基準の取扱い2.(7)aの規定は、第2項第9号aに規定する「虚偽記載」について準用する。この場合において、同取扱い2.(7)a中「有価証券届出書、発行登録書又は発行登録追補書類若しくはこれらの書類の添付書類若しくはこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書若しくはその添付書類又は半期報告書について」とあるのは「有価証券届出書若しくはその添付書類、有価証券報告書若しくはその添付書類又は半期報告書について」と読み替える。
 - b 第9号bに規定する「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場不動産投資信託証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合をいうものとする。
- (11) 第2項第11号に規定する投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約の変更を行う場合において、上場受益証券の発行者から当該投資信託約款の変更が確定した旨の書面による報告を受けたとき又は上場投資法人から当該規約の変更に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第11号に該当するものとして取り扱う。
- (12) 第2項第12号に規定する投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約の変更を行う場合において、上場受益証券の発行者から当該投資信託約款の変更が確定した旨の書面による報告を受けたとき又は上場投資法人から当該規約の変更に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第12号に該当するものとして取り扱う。
- (13) 第2項第13号又は第14号に規定する投資信託の投資信託約款の変更を行う場合において、上場受益証券の発行者から当該投資信託約款の変更が確定した旨の書面による報告を受けたときは、第13号又は第14号に該当するものとして取り扱う。
- (14) 第2項第15号に規定する受益証券に係る投資信託契約の終了のうち、当該投資信託契約の解約を行う場合において、上場受益証券の発行者から当該投資信託契約の解約が確定した旨

の書面による報告を受けたときは、第15号に該当するものとして取り扱う。

- (15) 3.(1)の規定は第2項に規定する「運用資産等の総額」、「不動産等相当部分の額」、「純資産総額」及び「資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3.(2)の規定は同項に規定する「不動産等相当部分の額」について、3.(4)の規定は同項に規定する「安定的賃貸事業収入」について、3.(7)の規定は同項に規定する「安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている不動産(1か年以内に売却する見込みのないものに限る。)に係る不動産等相当部分の額」について、3.(8)の規定は同項に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

9. 上場廃止前の取扱い(不動産投信特例第13条)関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第12条に該当することとなった上場不動産投資信託証券は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからeまでに該当する上場不動産投資信託証券については、当該aからeまでに定めるところに従って上場廃止する。

- a 第12条第1項第3号aの(a)うち、他の投資法人と合併し解散する場合(合併後に存続する投資法人又は合併により設立される投資法人の発行する投資証券が、第4条第2項の規定の適用を受け、速やかに上場される見込みのある場合に限る。)に該当する上場投資証券

原則として、合併期日(被合併投資法人が発行者である投資証券1口に対して1口を超える数の新投資証券が割り当てられる場合(旧投資証券と新投資証券の双方が上場されることとなる場合を除く。))又は被合併投資法人が発行者である投資証券1口に対して1口に満たない数の新投資証券が割り当てられる場合には、新投資証券の割当てに係る基準日の3日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)に上場廃止する。

- b 第12条第1項第3号aの(a)のうち、規約で定めた存立時期の満了による解散の場合に該当する上場投資証券

規約で定めた存立時期の満了となる日の4日前の日(当該満了となる日が休業日に当たるときは、当該満了となる日の5日前の日)に上場廃止する。

- c 第12条第2項第14号に該当する上場受益証券

原則として、投資信託約款が変更となる日の4日前の日(当該変更となる日が休業日に当たるときは、当該変更となる日の5日前の日)に上場廃止する。

- d 第12条第2項第15号に該当する上場受益証券

投資信託契約が終了となる日の4日前の日(当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の5日前の日)に上場廃止する。

- e 第12条第2項第17号のうち、上場不動産投資信託証券の発行者が不動産投資信託証券の不正発行を行った場合に該当する上場不動産投資信託証券については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認めたと上場不動産投資信託証券の売買の期間は、次の a から c までに定めるほか、本所が当該上場不動産投資信託証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として、1 か月間とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めたと認めた場合は、この限りでない。

- a 第 12 条第 1 項第 3 号 a に該当することとなった上場投資証券(上場投資証券の発行者が合併以外の事由により解散する場合で、解散の効力の発生の日が、本所が当該上場投資証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して 1 か月以内であるとき又は上場投資証券の発行者が破産宣告を受けている場合に限る。)については、本所が当該上場投資証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して原則として 10 日間(休業日を除外する。解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで)とする。
- b 第 12 条第 2 項第 7 号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、10 日間(休業日を除外する。)とする。
- c 第 12 条第 2 項第 17 号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して 1 か月間の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

10 . 上場手数料及び年賦課金の取扱い(不動産投信特例第 14 条)関係

上場手数料及び年賦課金は、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、3 . (1)の規定はこの 10 . に規定する「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3 . (8)の規定はこの 10 . に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

(1) 新規上場時の上場手数料

a 純資産総額の万分の 2

ただし、本所と国内の他の証券取引所に同時に上場申請を行った場合には、本文の規定により算出した額の半額とする。

b 新規上場時の上場手数料の計算は、不動産投資信託証券ごとにその上場日現在における純資産総額を基準とする。

c 新規上場時の上場手数料は、当該不動産投資信託証券の上場日の属する月の翌月末日までに(不動産投信特例第 3 条第 7 項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の日で設立後直ちに)支払うものとする。

(2) 追加発行時又は追加信託時の上場手数料

a 追加発行総額又は追加信託総額の万分の 2

b 投資法人の合併に際して発行する新投資証券に係る上場手数料は、当該合併後存続する投資法人の純資産総額の当該合併に伴う増加額を追加発行総額とみなして計算する。ただし、当該合併によって消滅する投資法人が上場投資法人である場合には、当該合併に際して発行する新

投資証券に係る上場手数料は要しない。

- c 追加発行時又は追加信託時の上場手数料は、新たに発行する不動産投資信託証券の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(3) 年賦課金

a 純資産総額に応じて

- (a) 50億円以下15万円
- (b) 50億円を超え100億円以下20万円
- (c) 100億円を超え300億円以下25万円
- (d) 300億円を超え500億円以下30万円
- (e) 500億円超35万円

- b 年賦課金の計算は、不動産投資信託証券ごとに、前年の12月末日現在において内閣総理大臣等に提出されている直近の有価証券報告書又は半期報告書に基づく純資産総額(いずれも提出されていない場合には、上場日現在における純資産総額とする。)を基準とする。

- c 年賦課金は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを支払うものとする。

- d 新規上場の際の年賦課金については、前cの規定にかかわらず、当該新規上場申請者が発行者である不動産投資信託証券が1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額、7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。

- e aの規定にかかわらず、投資証券の上場廃止日の属する年の年賦課金については、本所がその都度定める。

(4) この10.において計算上生じた100円未満の金額は切り捨てるものとする。

11. 有価証券上場規程の読替えの取扱い(不動産投信特例第15条)関係

第15条の規定により不動産投資信託証券について読み替えて適用する有価証券上場規程第6条に規定する「本所が定める金額」は、有価証券上場規程に関する取扱要領11.(1)にかかわらず、100万円とする。

付 則

この取扱いは、平成16年 8月27日から施行する。

不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出しに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第5条の規定に基づき、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる不動産投資信託証券（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例に規定する不動産投資信託証券をいう。以下同じ。）の公募（一般募集による新不動産投資信託証券の発行をいう。以下同じ。）又は売出し（上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出しを除く。）及び投資法人の設立（設立後速やかにその発行する不動産投資信託証券の上場申請を行う場合に限る。）の際に行われる公募（以下「上場前の公募等」という。）について、必要な事項を定める。

(上場前の公募又は売出し)

第2条 上場前の公募等は、上場前の公募又は売出し等に関する規則第2章第1節（競争入札に係る部分並びに第3条の5、第3条の8及び第3条の9を除く。）及び第2節第1款の規定に定めるところに準じて行うものとする。この場合において、同第3条第1項中「新規上場申請者（第1条に規定する新規上場申請者をいう。以下同じ。）が、上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募又は売出し（以下「上場前の公募等」という。）を行う場合には、新規上場申請者」とあるのは「上場前の公募等（不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則第1条に規定する上場前の公募等をいう。以下同じ。）については、上場申請銘柄の発行者（投資法人の設立の際に行われる公募にあつては、設立企画人をいう。以下同じ。）」と、「上場申請後」とあるのは「上場申請後（投資法人の設立の際に行われる公募にあつては、不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則第3条の規定による通知後）」と、同第3条中「公募又は売出予定書」とあるのは「公募又は売出しの予定を記載した書面」と、「当該予定書」とあるのは「当該書面」と、同第3条第2項、第3条の3（第1項第2号を除く。）、第3条の6、第3条の7、第3条の10及び第3条の12中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請銘柄の発行者」と、同第3条の2（第2号を除く。）中「新規上場申請者が、上場前の公募等を行う場合には、新規上場申請者」とあるのは「上場前の公募等については、上場申請銘柄の発行者」と、同第3条の10中「上場申請の受理の取消しその他必要な措置」とあるのは「上場申請の不受理又は受理の取消しその他必要な措置」と読替えるものとする。

(投資法人の設立の際に行う公募に関する通知)

第3条 投資法人の設立（設立後速やかにその発行する不動産投資信託証券の上場申請を行う場合に限る。）の際に公募を行おうとする場合は、当該投資法人の設立企画人及び元引受会員は、あらかじめ、

本所にその旨を通知するものとする。

付 則

この規則は、平成16年 8月27日から施行する。

不動産投資信託証券上場契約書

平成 年 月 日

証券会員制法人 福岡証券取引所
理事長 殿

本店所在地 _____
会社名(又は投資法人名) _____ 印
代表者の
役職氏名 _____ 印

_____ (以下「当社」(又は「当投資法人」)という。)は、不動産投資信託証券を上場するについて、証券会員制法人福岡証券取引所(以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。

- 1 . 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定(以下「諸規則等」という。)のうち、当社(又は当投資法人)が上場申請し、上場される不動産投資信託証券(以下「上場不動産投資信託証券」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 . 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場不動産投資信託証券に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
- 3 . 今後、取引所に不動産投資信託証券を上場するについても、この度上場する不動産投資信託証券と同様に、前2項に定めるところに従うこと。

以 上

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第 2 条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分 かり、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の 区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券 (新株引受権証書、優先出資証券 (協同組 織金融機関の発行する優先出資証券 (優先出資引 受権証書を含む。以下同じ。) をいう。以下同じ。) 、 <u>投資信託受益証券 (投資信託の受益証券をいう。 以下同じ。)</u> 及び投資証券を含む。第 5 3 条及び 第 5 4 条を除き、以下同じ。)</p> <p>午前立会は、午前 9 時から 1 1 時までとし、午 後立会は、午後 0 時 3 0 分から 3 時 3 0 分までとす る。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(売買の種類)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲 げる日の売買については、当該売買契約締結の日から 起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) 第 2 5 条第 1 項の規定により株券について、配 当落 (配当には、商法 (明治 3 2 年法律第 4 8 号) 第 2 9 3 条の 5 第 1 項の規定による金銭の分配、 <u>投資信託受益証券の収益分配及び投資証券の金銭 の分配</u>を含む。以下同じ。) 又は権利落として定 める期日</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>株券</u>について、株券等の保管及び振替に関する 法律 (昭和 5 9 年法律第 3 0 号) に基づく実質株</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第 2 条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分 かり、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の 区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券 (新株引受権証書、優先出資証券 (協同組 織金融機関の発行する優先出資証券 (優先出資引 受権証書を含む。以下同じ。) をいう。以下同じ。) を含む。第 5 3 条及び第 5 4 条を除き、以下同じ。)</p> <p>午前立会は、午前 9 時から 1 1 時までとし、午 後立会は、午後 0 時 3 0 分から 3 時 3 0 分までとす る。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(売買の種類)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲 げる日の売買については、当該売買契約締結の日から 起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) 第 2 5 条第 1 項の規定により株券について、配 当落 (配当には、商法 (明治 3 2 年法律第 4 8 号) 第 2 9 3 条の 5 第 1 項の規定による金銭の分配を 含む。以下同じ。) 又は権利落として定める期日</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>株式会社証券保管振替機構 (以下「保管振替機 構」という。)</u> が保管振替業において取り扱う内</p>

主（実質優先出資者及び実質投資主を含む。）の
通知を行うため本所が必要と認める日

（５）（略）

４～５（略）

６ 発行日決済取引は、株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当（優先出資者割当及び受益者割当を含む。以下この項において同じ。）又は株式（優先出資、受益権及び投資口を含む。第５３条及び第５４条を除き、以下同じ。）の分割により発行されるものについては第２５条第１項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日以後の日で本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して４日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割当又は株式の分割により発行される新株券に係る売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第２５条第１項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

（呼値）

第１４条（略）

（１）～（６）（略）

２～６（略）

７ 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

（１）株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を除く。）

株券は、１株（新株引受権証書については、新株引受権の目的である株式１株を引き受けられる権利を、１株とする。以下同じ。）につき、当該１株の値段が、２,０００円以下の場合には１円、２,０００円を超え３,０００円以下の場合には５円、３,０００円を超

国株券（以下「機構取扱株券」という。）について、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和５９年法律第３０号）に基づく実質株主（実質優先出資者を含む。）の通知を行うため本所が必要と認める日

（５）（略）

４～５（略）

６ 発行日決済取引は、株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当（優先出資者割当を含む。以下この項において同じ。）又は株式（優先出資を含む。第５３条及び第５４条を除き、以下同じ。）の分割により発行されるものについては第２５条第１項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日以後の日で本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して４日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割当又は株式の分割により発行される新株券に係る売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第２５条第１項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

（呼値）

第１４条（略）

（１）～（６）（略）

２～６（略）

７ 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

（１）株券（優先出資証券を除く。）

株券は、１株（新株引受権証書については、新株引受権の目的である株式１株を引き受けられる権利を、１株とする。以下同じ。）につき、当該１株の値段が、２,０００円以下の場合には１円、２,０００円を超え３,０００円以下の場合には５円、３,０００円を超

え3万円以下の場合10円、3万円を超え5万円以下の場合50円、5万円を超え10万円以下の場合100円、10万円を超え100万円以下の場合1,000円、100万円を超え2,000万円以下の場合1万円、2,000万円を超え3,000万円以下の場合5万円、3,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げると認めると特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(2) 優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券

前号の規定は、優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券について準用する。この場合において、「1株」とあるのは「1口」と、「新株引受権証書」とあるのは、「優先出資引受権証書」と、「新株引受権の」とあるのは「優先出資引受権の」と、「株式1株」とあるのは「優先出資1口」と読み替えるものとする。

(3)～(6) (略)

8～11 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を除く。）

a 株券（優先株を除く。）は、商法第221条第1項の規定に基づき上場会社（本所の上場株券（投資信託受益証券を除く。）の発行者をいう。以下同じ。）が1単元の株式の数を定めているときは、当該1単元の株式の数とし、定めていないときは1株とする。ただし、本所が特に指定した銘柄については、本所が定めるところによる。

b (略)

(2) 優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券は、1口とする。ただし、本所が特に指定した銘柄については、本所がその都度定める口数とする。

え3万円以下の場合10円、3万円を超え5万円以下の場合50円、5万円を超え10万円以下の場合100円、10万円を超え100万円以下の場合1,000円、100万円を超え2,000万円以下の場合1万円、2,000万円を超え3,000万円以下の場合5万円、3,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げると認めると特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(2) 優先出資証券

前号の規定は、優先出資証券について準用する。この場合において、「1株」とあるのは「1口」と、「新株引受権証書」とあるのは、「優先出資引受権証書」と、「新株引受権の」とあるのは「優先出資引受権の」と、「株式1株」とあるのは「優先出資1口」と読み替えるものとする。

(3)～(6) (略)

8～11 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（優先出資証券を除く。）

a 株券（優先株を除く。）は、商法第221条第1項の規定に基づき上場会社（本所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。）が1単元の株式の数を定めているときは、当該1単元の株式の数とし、定めていないときは1株とする。ただし、本所が特に指定した銘柄については、本所が定めるところによる。

b (略)

(2) 優先出資証券は、1口とする。

(3)～(6)(略)

(売買の停止)

第28条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) 上場会社又は上場投資信託受益証券の発行者が株式の併合又は分割等のため、株券の提出を求める場合で、本所が必要があると認める場合。

(1)の2 (略)

(2) 有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合。

(3)・(4)(略)

(立会外分売)

第30条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の規定により届出を行った正会員は、本所が当該届出を受理した時から第32条の買付申込時間終了時までにおいて、当該分売に係る銘柄が、上場廃止の基準に該当し又は該当するおそれがあると本所が認めるときは、当該届出を取り消すことができる。

(公開買付期間中における自己買付け)

第53条 (略)

(削る)

付 則

この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。

(3)～(6)(略)

(売買の停止)

第28条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) 上場会社が株式の併合又は分割等のため、株券の提出を求める場合で、本所が必要があると認める場合。

(1)の2 (略)

(2) 有価証券又はその発行者に関し、投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合。

(3)・(4)(略)

(立会外分売)

第30条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の規定により届出を行った正会員は、本所が当該届出を受理した時から第32条の買付申込時間終了時までにおいて、当該分売に係る銘柄が、有価証券上場規程株券上場廃止基準第2条若しくは優先株に関する有価証券上場規程の特例第4条に該当し又は該当するおそれがあると本所が認めるときは、当該届出を取り消すことができる。

(公開買付期間中における自己買付け)

第53条 (略)

2 正会員は、前項第2号又は第4号に定める買付けを行った場合は、本所が定めるところにより、その内容を本所に報告するものとする。

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において使用する有価証券の売買に係る用語(株券を除く。)の意義は、この規程に別に定める場合を除き、業務規程、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、<u>業務規程及び信用取引・貸借取引規程</u>の特例並びに立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例(以下「立会外取引特例」という。)において定めるところによるものとする。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において使用する有価証券の売買に係る用語(株券を除く。)の意義は、この規程に別に定める場合を除き、業務規程、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、<u>信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則</u>の特例並びに立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例(以下「立会外取引特例」という。)において定めるところによるものとする。</p>
<p>(決済物件の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>投資信託受益証券及び投資証券</u>について準用する。</p>	<p>(決済物件の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>受益証券</u>について準用する。</p>
<p>(旧株券と新株券の銘柄併合時の取扱い)</p> <p>第9条 株券(優先出資証券、<u>投資信託受益証券及び投資証券</u>を含む。以下この条において同じ。)について、旧株券と新株券との双方が既に上場されているか又はその一方が既に上場され他の一方が新たに上場されることとなった場合で、その権利義務が同一となり、両者を併合して売買を行うこととなった場合には、当該売買開始の日以降に到来する決済については、これらを同一に取り扱うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(旧株券と新株券の銘柄併合時の取扱い)</p> <p>第9条 株券(優先出資証券<u>及び受益証券</u>を含む。以下この条において同じ。)について、旧株券と新株券との双方が既に上場されているか又はその一方が既に上場され他の一方が新たに上場されることとなった場合で、その権利義務が同一となり、両者を併合して売買を行うこととなった場合には、当該売買開始の日以降に到来する決済については、これらを同一に取り扱うものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(吸収合併等の場合の決済物件)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>優先出資証券及び投資証券</u>について準用する。</p>	<p>(吸収合併等の場合の決済物件)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>優先出資証券</u>について準用する。</p>

(商号変更の場合の決済物件)

第11条 (略)

2 前項の規定は、優先出資証券又は投資証券の発行者が名称変更を行った場合の当該優先出資証券又は投資証券、及び投資信託の名称変更が行われた場合の受益証券について、それぞれ準用する。

(発行日決済取引の売買契約の解消等)

第18条 (略)

2 前項の規定は、新株引受権証書、優先出資証券、優先出資引受権証書、投資信託受益証券及び投資証券について準用する。

付 則

この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。

(商号変更の場合の決済物件)

第11条 (略)

2 前項の規定は、優先出資証券の発行者が名称変更を行った場合の当該優先出資証券、及び投資信託の名称変更が行われた場合の受益証券について、それぞれ準用する。

(発行日決済取引の売買契約の解消等)

第18条 (略)

2 前項の規定は、新株引受権証書、優先出資証券及び優先出資引受権証書について準用する。

信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止)</p> <p>第7条 正会員は、株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。)を含む。)及び不動産投資信託証券(投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託の受益証券又は投資証券をいう。)のうち制度信用取引を行うことができる銘柄(以下「制度信用銘柄」という。)以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。</p>	<p>(制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止)</p> <p>第7条 正会員は、株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。))のうち制度信用取引を行うことができる銘柄(以下「制度信用銘柄」という。)以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場市場の変更)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 Q - B o a r dからの上場市場の変更又はQ - B o a r dへの上場市場の変更を申請する者(以下「上場市場変更申請者」という。)は、当該上場市場変更申請者が発行者である<u>すべての上場有価証券(受益証券を除く。)</u>について上場市場の変更申請を行うものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。</p>	<p>(上場市場の変更)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 Q - B o a r dからの上場市場の変更又はQ - B o a r dへの上場市場の変更を申請する者(以下「上場市場変更申請者」という。)は、当該上場市場変更申請者が発行者である<u>すべての上場有価証券</u>について上場市場の変更申請を行うものとする。</p> <p>3～6 (略)</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1) 株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))、<u>投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。))</u>及び投資証券を含む。以下同じ。)について、取引所の定める配当落又は権利落の期日</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>株券</u>について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づく実質株主(実質優先出資者及び実質投資主を含む。)の通知を行うため取引所が必要と認める日</p> <p>(5) (略)</p> <p>3~5 (略)</p>	<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1) 株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)について、取引所の定める配当落又は権利落の期日</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。))</u>が保管振替業において取り扱う内国株券(以下「機構取扱株券」という。)について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づく実質株主(実質優先出資者を含む。)の通知を行うため取引所が必要と認める日</p> <p>(5) (略)</p> <p>3~5 (略)</p>
<p>(引渡有価証券の券種及び組合せ)</p> <p>第13条 正会員に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、<u>投資信託受益証券、債券及び新株予約権付社債券等</u>については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券(<u>投資信託受益証券を除く。以下この条において同じ。)</u>の当日決済取引による売</p>	<p>(引渡有価証券の券種及び組合せ)</p> <p>第13条 正会員に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、債券及び新株予約権付社債券等については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の当日決済取引による売付けの委託及び債券の売付けの委託(<u>第4号に定める売付けの委託を除く。)</u>)</p>

付けの委託及び債券の売付けの委託において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1) 株券又は新株引受権証書(共同組織金融機関の発行する優先出資引受権証書を含む。以下同じ。)の売付けについては、売買単位の券種の株券若しくは新株引受権証書又は他の券種の株券若しくは新株引受権証書で各株券若しくは新株引受権証書の表示する株式数(優先出資、受益権及び投資口の口数を含む。以下同じ。)の合計が売買単位となるように組み合せたもの

(2) 投資信託受益証券の売付けについては、
売買単位の券種の投資信託受益証券

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

2 前項の規定にかかわらず、株券の売付けの委託において、受託正会員が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

(株式数が読み替えられる株券の取扱い)

第14条 顧客は、株式(受益権及び投資口を含む。以下同じ。)の併合に伴い株式数が読み替えられる株券を、当該併合の効力発生の日以後、決済のために引き渡すことができない。

(吸収合併等の場合の決済物件)

第16条 上場会社(取引所に上場されている株券(投資信託受益証券を除く。以下この条において同じ。))の発行者をいう。以下同じ。)が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは日本証券業協会に株券が登

において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1) 株券又は新株引受権証書(共同組織金融機関の発行する優先出資引受権証書を含む。以下同じ。)の売付けについては、売買単位の券種の株券若しくは新株引受権証書又は他の券種の株券若しくは新株引受権証書で各株券若しくは新株引受権証書の表示する株式数(優先出資の口数を含む。以下同じ。)の合計が売買単位となるように組み合せたもの

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

2 前項第1号の規定にかかわらず、機構取扱株券の売付けの委託において、受託正会員が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

(株式数が読み替えられる株券の取扱い)

第14条 顧客は、上場会社(取引所に上場されている株券の発行者をいう。以下同じ。)の株式の併合に伴い株式数が読み替えられる株券を、当該併合の効力発生の日以後、当該上場会社の株券の売付けの決済のために引き渡すことができない。

(吸収合併等の場合の決済物件)

第16条 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する、又は合併により解散する場合(被合併会社(会社以外の法人を含む。以下この条

録されている非上場会社を吸収合併する、又は合併により解散する場合（被合併会社（会社以外の法人を含む。以下この条において同じ。）株券を提出すべきものとする場合を除く。）において、被合併会社株式1株（優先出資及び投資口にあっては1口。以下同じ。）に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるとき（割り当てられる新株式に係る株券の上場日が合併期日（合併期日から起算して4日目の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前（取引所の休業日を除く。）の日）である場合に限る。）は、合併登記日の翌日以降の存続会社又は新設会社の株券の売買の決済（旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済）については、合併登記日の翌日から当該存続会社又は新設会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券（株式数が読み替えられる株券を除く。）を決済物件として取り扱うことができる。

（商号変更の場合の決済物件）

第17条 上場会社が商号変更（名称変更を含む。以下同じ。）を行う場合の商号変更日以後の株券の売買の決済（投資信託の名称変更が行われた場合の受益証券の売買の決済を含む。）については、商号変更日から当該上場会社の最初に到来する事業年度（当該投資信託の最初に到来する計算期間を含む。）の末日までの期間に限り、商号変更前の株券を決済物件として取り扱うことができる。

（証券保管振替機構業務規程等の適用）

第18条 株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口

において同じ。）株券を提出すべきものとする場合を除く。）において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるとき（割り当てられる新株式に係る株券の上場日が合併期日（合併期日から起算して4日目の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前（取引所の休業日を除く。）の日）である場合に限る。）は、合併登記日の翌日以降の存続会社又は新設会社の株券の売買の決済（旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済）については、合併登記日の翌日から当該存続会社又は新設会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券（株式数が読み替えられる株券を除く。）を決済物件として取り扱うことができる。

（商号変更の場合の決済物件）

第17条 上場会社が商号変更（名称変更を含む。以下同じ。）を行う場合の商号変更日以後の当該上場会社の株券の売買に係る決済については、商号変更日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、商号変更前の株券を決済物件として取り扱うことができる。

（証券保管振替機構業務規程等の適用）

第18条 機構取扱株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に

座の振替により株券又は転換社債型新株予約権付社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、株式会社証券保管振替機構が定める業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第19条 正会員は、顧客から株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の委託を受けた場合において、正会員が当該顧客のために保振法に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る株券又は転換社債型新株予約権付社債券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付株券若しくは売付転換社債型新株予約権付社債券を交付しない旨又は買付株券若しくは買付転換社債型新株予約権付社債券の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第29条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第34条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1) 国内の証券取引所に上場されている株券(外国投資証券を含み、投資信託受益証券及び投資証券を除く。) 100分の70

(2)~(13) (略)

(14) 投資信託受益証券及び投資証券(国

基づく口座の振替により株券又は転換社債型新株予約権付社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第19条 正会員は、顧客から機構取扱株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の委託を受けた場合において、正会員が当該顧客のために保振法に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る株券又は転換社債型新株予約権付社債券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付株券若しくは売付転換社債型新株予約権付社債券を交付しない旨又は買付株券若しくは買付転換社債型新株予約権付社債券の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第29条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第34条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1) 国内の証券取引所に上場されている株券(外国投資証券及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。)を含む。) 100分の70

(2)~(13) (略)

(14) 投資信託受益証券(投資信託の受益

内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。)

公社債投資信託の受益証券 100分の85
その他のもの 100分の70

3 (略)

(新株引受権等が付与された場合の有価証券の弁済)

第38条 新株引受権(優先出資引受権及び新受益権を引き受ける権利を含む。)、新株券を追加して発行する株式分割(優先出資分割、受益権の分割及び投資口の分割を含む。)若しくは会社の分割による株式を受ける権利、上場会社(投資信託受益証券の発行者を除く。以下この条において同じ。)が他の上場会社に吸収合併されるとき(吸収合併される上場会社の株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられ、旧株券と新株券の双方が上場されることとなる)に限る。において、吸収合併される上場会社の株式に対して新株式の割り当てを受ける権利又は株主割当の方法で発行される新株予約権の引受権(以下「新株引受権等」という。)が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該新株引受権等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券をもってこれを行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。

証券をいう。以下同じ。)及び投資証券(国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。)

公社債投資信託の受益証券 100分の85
その他のもの 100分の70

3 (略)

(新株引受権等が付与された場合の有価証券の弁済)

第38条 新株引受権(優先出資引受権を含む。)、新株券を追加して発行する株式分割(優先出資分割を含む。)若しくは会社の分割による株式を受ける権利、上場会社(投資信託受益証券の発行者を除く。以下この条において同じ。)が他の上場会社に吸収合併されるとき(吸収合併される上場会社の株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられ、旧株券と新株券の双方が上場されることとなる)に限る。において、吸収合併される上場会社の株式に対して新株式の割り当てを受ける権利又は株主割当の方法で発行される新株予約権の引受権(以下「新株引受権等」という。)が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該新株引受権等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券をもってこれを行うものとする。

信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条 受託契約準則第29条第2項及び同第34条第2項の規定による同第29条第2項第1号、第2号及び第14号に掲げる有価証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)の代用価格の計算については、当該各号に規定する時価に乗すべき率は、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。</p> <p>(1) 国内の証券取引所に上場されている株券 (<u>外国投資証券を含み、投資信託受益証券及び投資信託を除く。</u>) 100分の80</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。</p>	<p>第1条 受託契約準則第29条第2項及び同第34条第2項の規定による同第29条第2項第1号、第2号及び第14号に掲げる有価証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)の代用価格の計算については、当該各号に規定する時価に乗すべき率は、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。</p> <p>(1) 国内の証券取引所に上場されている株券 (<u>外国投資証券及び優先出資証券を含む。</u>) 100分の80</p> <p>(2)～(3) (略)</p>

**日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、
業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。以下「投資信託」という。)の受益証券(以下「受益証券」という。)の上場及び売買等について、有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例を規定する。</p> <p>2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の定めるところによる。</p> <p><u>第14条・第15条 削除</u></p> <p><u>第18条から第20条まで 削除</u></p>	<p>日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。以下「投資信託」という。)の受益証券(以下「受益証券」という。)の上場、売買及びその決済並びに受益証券の売買の受託等について、有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例を規定する。</p> <p>2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の定めるところによる。</p> <p><u>(売買立会の区分及び売買立会時)</u></p> <p><u>第14条 受益証券の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、午前立会は午前9時から11時までとし、午後立会は午後0時30分から3時30分までとする。</u></p> <p><u>(売買立会による売買)</u></p> <p><u>第15条 受益証券の売買立会による売買は、売買システムによる売買以外の売買により行う。</u></p> <p><u>(呼値の順位)</u></p> <p><u>第18条 受益証券の競争売買における呼値の順位は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1)低い値段の売呼値は、高い値段の売呼値に優先し、高い値段の買呼値は、低い値段の買呼値に優先す</u></p>

る。

(2) 同一値段の呼値については、次に定めるところによる。

a 呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先する。

b 同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値の順位は、本所が定める。

(3) 成行呼値は、それ以外の呼値に値段的に優先し、成行呼値相互間の順位は、同順位とする。

2 受益証券について、売買立会の始めの約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値及び本所が定めるところにより売買が中断された場合の中断後最初の約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値は、それぞれ同時に行われたものとみなす。

3 午後立会(半休日においては午前立会)終了時において第20条第3項の規定により定める値幅の限度の値段により対当されることとなる場合の成行呼値は、当該値段による呼値とする。この場合において、当該値段による呼値は、すべて同時に行われたものとみなす。

(個別競争売買)

第19条 受益証券の個別競争売買においては、次の各号に掲げる約定値段を定める場合を除き、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、最も低い値段の売呼値と最も高い値段の買呼値とが合致するとき、その値段を約定値段とし、前条第1項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。

(1) 売買立会の始めの約定値段

(2) 本所が定めるところにより、売買が中断された場合の中断後最初の約定値段

(3) 売買立会終了時における約定値段

(4) 前各号に定めるもののほか、本所が定めるところにより気配表示が行われている場合の約定値段及

び本所が呼値の状況から必要があると認める場合の約定値段

2 前項各号の約定値段を定める場合においては、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値の争合により、次の各号に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、前条第1項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。

(1) 成行呼値の全部の数量

(2) 当該値段に満たない値段による売呼値及び当該値段を超える値段による買呼値の全部の数量

(3) 当該値段による呼値について、次に掲げる数量

a 売呼値又は買呼値のいずれか一方の全部の数量

b 他方の呼値の数量については、本所が定める数量

3 前項の場合において、売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが合致する一定の値段が二つ以上あるときの約定値段は、これらの値段のうちに直前の約定値段と同一の値段があるときは、当該値段とし、直前の約定値段と同一の値段がないときは、直前の約定値段に最も近接する値段とする。ただし、本所が直前の約定値段を基準とすることが適当でないとき、本所がその都度定める値段とする。

4 第2項の規定にかかわらず、第1項第3号の約定値段を定める売買の値段が、直前の約定値段(本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該気配値段)を基準として、本所が定める値幅を超えるときは、売買を不成立とする。

(呼値)

第20条 受益証券の呼値の単位は、受益権1口につき、当該1口の値段が、2,000円以下の場合1円、2,000円を超え3,000円以下の場合5円、3,000円を超え3万円以下の場合10円、

3万円を超え5万円以下の場合は50円、5万円を超え10万円以下の場合は100円、10万円を超え100万円以下の場合は1,000円、100万円を超える場合は1万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定した場合は、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

2 受益証券の呼値は、収益分配金含みとする。

3 受益証券の呼値は、本所が定める値幅の限度を超える値段により行うことができない。

4 当日決済取引の呼値は、同一の会員が売呼値とそれに対当させるための買呼値を同時に行うことにより行うものとする。

5 この特例に定めるもののほか、受益証券の呼値に関し必要な事項については、本所が定める。

(収益分配落の期日)

第22条 受益証券の売買につき、収益分配落とする期日(以下「収益分配落の期日」という。)は、本所が定める。

2 前項の期日以後に締結した売買契約は、収益分配落として決済するものとする。

(売買の停止)

第23条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、受益証券の売買を停止することができる。

(1) 受益証券又は証券投資信託委託業者に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

(2) 売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないとする場合。

第22条から第30条まで 削除

第24条 削除

(過誤訂正等のための売買)

第25条 正会員は、受益証券について顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場において執行することができなかったときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る受益証券の売付け又は買付けを、本所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会によらずに執行することができる。

2 前項の売買の決済は、当該顧客の売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

第26条から第29条 削除

(業務規程の読替え)

第30条 受益証券に係る業務規程第2条第2項、第8条第3項、第30条及び第31条の規定の適用については、同第2条第2項中「前項」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第14条」と、同第8条第3項中「次の各号に掲げる日の売買」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第22条第1項の規定により受益証券について収益分配落として定める期日の売買」と、同第30条中「第8条第3項各号（第3号を除く。）に掲げる日」とあるのは「受益証券の収益分配落の期日」と、「銘柄が、有価証券上場規程株券上場廃止基準第2条若しくは優先株に関する有価証券上場規程の特例第4条」とあるのは「受益

証券が、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第10条」と、同第31条中「当該銘柄の配当落等の期日、転換条件の変更期日又は行使条件の変更日の前日」とあるのは「受益証券の収益分配落の期日」とする。

第31条 削除

第5章 受託契約準則の特例

(当日決済取引における顧客の受渡時限)

第37条 当日決済取引における受益証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日(会員と顧客が合意するときは、その翌日)における会員と顧客との合意により定める時限までに、売付受益証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(普通取引における顧客の受渡時限)

第38条 普通取引における受益証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日から起算して4日目の日の午前9時までに、売付受益証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受益証券について本所定める収益分配落の期日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付受益証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員が受託に際して別に取引所が指定する証券取引清算機関が定める決済時限までの間の日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付受益証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

<p>(削る)</p>	<p><u>(引渡受益証券の券種)</u></p> <p><u>第39条 正会員に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す受益証券は、売買単位の券種の受益証券であって、かつ、無記名式のものとする。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(保管振替機構業務規程の適用)</u></p> <p><u>第40条 受益証券の売買の受託に関し顧客が株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づく口座の振替により受益証券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この特例に定めるもののほか、保管振替機構が定める業務規程第66条の10において準用する同第21条の規定に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。</u></p>
<p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。</p>	<p><u>(口座振替による受渡し)</u></p> <p><u>第41条 正会員は、顧客から受益証券の売買の委託を受けた場合において、正会員が当該顧客のために保振法に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付に係る受益証券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付受益証券を交付しない旨又は買付受益証券の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。</u></p>

**立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程
及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(対象有価証券)</p> <p>第3条 立会外取引は、次の各号に定める有価証券について行うものとする。</p> <p>(1) 株券(新株引受権証書及び日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。))の受益証券を除く。以下同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(決済日)</p> <p>第5条 立会外取引は、次の各号のいずれかの日(終値取引については、第2号に定める日)に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除く。以下日数計算について同じ。))の日(業務規程(以下「規程」という。))第8条第3項各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日)。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。))の売買については5日目の日とする。</p>	<p>(対象有価証券)</p> <p>第3条 立会外取引は、次の各号に定める有価証券について行うものとする。</p> <p>(1) 株券(新株引受権証書を除く。以下同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(決済日)</p> <p>第5条 立会外取引は、次の各号のいずれかの日(終値取引については、第2号に定める日)に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除く。以下日数計算について同じ。))の日(業務規程(以下「規程」という。))第8条第3項各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日)。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券(機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券(株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。))が保管振替業において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。))を除く。))の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。))の売買については5日目の日とする。</p>

(顧客の受渡時限)

第19条 (略)

2 前項第2号の規定にかかわらず、受託契約準則第8条第2項各号に掲げる日に成立した立会外取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日(利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第3項又は第4項に定める場合には、同条第2項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第3項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。)の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

3 (略)

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

第20条 正会員に売付けを委託した顧客が、立会外取引の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、投資信託受益証券及び転換社債型新株予約権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券(投資信託受益証券を除く。この条において同じ。)の第5条第1号に規定する日に決済を行う単一銘柄取引による売付けの委託において、受託正会員が同意した場合には、他の券種の有価証券によることができる。

(1) (略)

(2) 投資信託受益証券の売付けについては、売買単位の券面の投資信託受益証券

(3) (略)

2 前項第1号の規定にかかわらず、株券の売付けの委託において、受託正会員が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

付 則

この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。

(顧客の受渡時限)

第19条 (略)

2 前項第2号の規定にかかわらず、受託契約準則第8条第2項各号に掲げる日に成立した立会外取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日(利付転換社債型新株予約権付社債券(機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の売買において、同条第3項又は第4項に定める場合には、同条第2項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第3項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。)の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

3 (略)

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

第20条 正会員に売付けを委託した顧客が、立会外取引の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、転換社債型新株予約権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の第5条第1号に規定する日に決済を行う単一銘柄取引による売付けの委託において、受託正会員が同意した場合には、他の券種の有価証券によることができる。

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

2 前項第1号の規定にかかわらず、株券(機構非取扱株券(保管振替機構が保管振替業において取り扱わない株券をいう。以下同じ。))を除く。)の売付けの委託において、受託正会員が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

定率会費の算出の基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p>	<p>定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p>
<p>1(1) <u>普通株、優先株、優先出資証券、投資信託の受益証券(日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。以下同じ。))の受益証券を除く。次号において同じ。)</u>、<u>投資証券及び新株引受権証書(優先出資引受権証書を含む。以下同じ。)</u>の売買立会における売買代金の万分の1.19</p>	<p>1(1) 普通株、優先株、優先出資証券及び新株引受権証書(優先出資引受権証書を含む。以下同じ。)の売買立会における売買代金の万分の1.19</p> <p>ただし、重複上場銘柄の対当取引(対当取引の報告に関する規則、第1条にいう「対当取引」)は売買代金の万分の0.1</p>
<p>ただし、重複上場銘柄の対当取引(対当取引の報告に関する規則、第1条にいう「対当取引」)は売買代金の万分の0.1</p>	
<p>(2) <u>普通株、優先株、優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券の立会外取引</u>における売買代金の万分の1.19</p>	<p>(2) 普通株、優先株及び優先出資証券の立会外取引における売買代金の万分の1.19</p>
<p>ただし、重複上場銘柄は売買代金の万分の0.027</p>	<p>ただし、重複上場銘柄は売買代金の万分の0.027</p>
<p>(3) <u>上場銘柄の普通株、優先株、優先出資証券、投資証券及び新株引受権証書の市場外</u>における売買代金の万分の1.35</p>	<p>(3) 上場銘柄の普通株、優先株、優先出資証券及び新株引受権証書の市場外における売買代金の万分の1.35</p>
<p>ただし、特別会員は市場内における売買代金の万分の0.30</p>	<p>ただし、特別会員は市場内における売買代金の万分の0.30</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5(1) <u>日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券の市場内における売買代金の万分の1.19</u></p>	<p>5 <u>証券投資信託の受益証券の市場内における売買代金の万分の0.12</u></p> <p><u>上場銘柄の証券投資信託の受益証券の市場外における売買代金の万分の0.13</u></p> <p>ただし、特別会員は市場内における売買代金の万分の0.04</p>
<p>(2) <u>日経300株価指数連動型上場投資信託</u></p>	<p>(新設)</p>

の受益証券の市場外における売買代金の万分
の 1.35

ただし、特別会員は市場内における売買代
金の万分の 0.30

付 則

この改正規定は、平成 16 年 8 月 27 日から
施行する。ただし、第 5 項の規定は、平成 16 年
9 月 1 日約定分から適用する。

対当取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(対当取引に係る報告)</p> <p>第2条 正会員は、本所の市場において次の各号に定める対当取引を行った場合には、所定の様式により、本所に取引内容の報告を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)及び投資証券については、その売買単位の100倍の数量以上の対当取引</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>2 前項第1号から第3号に規定する対当取引に係る報告は、原則として当該対当取引を行った日の午後4時(半休日においては、午後1時)までに行うものとする。</p> <p>3 第1項第4号から第6号までに規定する対当取引に係る報告は、原則として当該対当取引を行った日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の正午までに行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。</p>	<p>(対当取引に係る報告)</p> <p>第2条 正会員は、本所の市場において次の各号に定める対当取引を行った場合には、所定の様式により、本所に取引内容の報告を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2 前項第1号及び第2号に規定する対当取引に係る報告は、原則として当該対当取引を行った日の午後4時(半休日においては、午後1時)までに行うものとする。</p> <p>3 第1項第3号から第5号までに規定する対当取引に係る報告は、原則として当該対当取引を行った日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の正午までに行うものとする。</p>

安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券等（以下「時価新株予約権付社債券等」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券等の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券等）、<u>上場優先出資証券若しくは上場投資証券（以下「上場株券等」という。）又は上場投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）</u>について、安定操作取引（証券取引法施行令（以下「施行令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）安定操作取引に係る有価証券の発行者であることを知りながら、当該発行者から買付け（<u>安定操作取引に係る有価証券が上場株券等の場合は、上場株券等に限り、安定操作取引に係る有価証券が上場投資信託受益証券の場合は、当該上場投資信託受益証</u></p>	<p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券等（以下「時価新株予約権付社債券等」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券等の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券等）、<u>又は上場優先出資証券</u>について、安定操作取引（証券取引法施行令（以下「施行令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）安定操作取引に係る有価証券の発行者であることを知りながら、当該発行者から買付け（<u>上場株券又は上場優先出資証券の買付けに限る。</u>）の受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をする行為</p>

券の買付けに限る。)の受託(有価証券等清算取次ぎの受託を除く。)をする行為

(2)~(4)(略)

2 正会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券、時価新株予約権証券、投資証券又は時価新株予約権付社債券等(安定操作取引に係る有価証券が投資信託受益証券である場合にあっては、当該投資信託受益証券)について買付けの受託又は売付け(証券会社若しくは外国証券会社からの買付けの受託、証券会社若しくは外国証券会社への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。)若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託をしてはならない。

上記1及び2の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。

付 則

この改正規定は、平成16年8月27日から施行する。

(2)~(4)(略)

2 正会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券、時価新株予約権証券又は時価新株予約権付社債券等について買付けの受託又は売付け(証券会社若しくは外国証券会社からの買付けの受託、証券会社若しくは外国証券会社への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。)若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託をしてはならない。

上記1及び2の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保管振替機構が実質株主の通知を行うために本所が必要と認める日)</p> <p>第 3 条 規程第 8 条第 3 項第 4 号に規定する本所が必要と認める日は、当該株券(<u>投資信託受益証券及び投資証券を除く。</u>)の発行者が営業年度を 1 年とする法人である場合 (商法第 2 9 3 条の 5 第 1 項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。) において、各営業年度の開始の日から起算して 6 か月を経過した日の 3 日前 (休業日を除外する。以下日数計算において同じ。) の日 (6 か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の 4 日前の日) とする。</p>	<p>(保管振替機構が実質株主の通知を行うために本所が必要と認める日)</p> <p>第 3 条 規程第 8 条第 3 項第 4 号に規定する本所が必要と認める日は、当該株券の発行者が営業年度を 1 年とする法人である場合 (商法第 2 9 3 条の 5 第 1 項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。) において、各営業年度の開始の日から起算して 6 か月を経過した日の 3 日前 (休業日を除外する。以下日数計算において同じ。) の日 (6 か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の 4 日前の日) とする。</p>
<p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第 5 条 規程第 8 条第 6 項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 新株券 (<u>新株引受権証書、優先出資引受権証書及び新投資信託受益証券を除く。</u>) の発行日決済取引</p> <p>a ・ b (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>新投資信託受益証券の発行日決済取引</u></p> <p>a <u>受益者割当又は受益権の分割により発行される場合</u></p> <p><u>受益者が請求により即日新投資信託受益証券を取得し得る状態の日又は全受益者に対する当該新投資信託受益証券発送の日から起算して 10 日を経過した日の 3 日前の日</u></p> <p>b <u>一般募集により発行される場合</u></p> <p><u>全引受人に対する当該新投資信託受益証券交付の日の前日 (休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)</u></p>	<p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第 5 条 規程第 8 条第 6 項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 新株券 (<u>新株引受権証書及び優先出資引受権証書を除く。</u>) の発行日決済取引</p> <p>a ・ b (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

(配当落等の期日)

第 18 条 規程第 25 条第 1 項に規定する配当落又は
権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

配当若しくは新株引受権その他の権利を受ける者又は株主総会(優先出資者総会及び投資主総会を含む。)において株主(優先出資者及び投資主を含む。)として議決権を行使する者を確定するための基準日又は株主名簿(優先出資者名簿及び投資主名簿を含む。)閉鎖開始日の前日(以下「権利確定日」という。)の翌日

(2) (略)

(売買の停止)

第 21 条 規程第 28 条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) ・ (2) (略)

(3) 規程第 28 条第 2 号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者等に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(その特例を含む。)により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認められた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後 30 分を経過した時(監理ポスト若しくは整理ポストへの割当て事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が整理ポスト割当ての決定に関する発表を行った後 30 分を経過した時)までとする。ただし、当該銘柄を整理ポストに割り当てることとした場合その他本所が停止の継続を適当と認められた場合は、停止期間を延長することができる。

(4) (略)

(立会外分売の数量)

第 25 条 (略)

(配当落等の期日)

第 18 条 規程第 25 条第 1 項に規定する配当落又は
権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

配当金(商法第 293 条の 5 第 1 項の規定による金銭の分配を含む。以下同じ。)若しくは新株引受権その他の権利を受ける者又は株主総会(優先出資者総会を含む。)において株主(優先出資者を含む。)として議決権を行使する者を確定するための基準日又は株主名簿(優先出資者名簿を含む。)閉鎖開始日の前日(以下「権利確定日」という。)の翌日

(2) (略)

(売買の停止)

第 21 条 規程第 28 条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) ・ (2) (略)

(3) 規程第 28 条第 2 号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者等に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認められた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後 30 分を経過した時(監理ポスト若しくは整理ポストへの割当て事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が整理ポスト割当ての決定に関する発表を行った後 30 分を経過した時)までとする。ただし、当該銘柄を整理ポストに割り当てることとした場合その他本所が停止の継続を適当と認められた場合は、停止期間を延長することができる。

(4) (略)

(立会外分売の数量)

第 25 条 (略)

<p>2 前項の規定は、<u>優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券</u>について準用する。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。</p>	<p>2 前項の規定は、優先出資証券について準用する。</p> <p>第30条から第36条 削除</p> <p>(公開買付けに係る正会員の自己買付けの報告)</p> <p><u>第37条 規程第53条第1項第2号又は第5号に定める買付けを行った場合の同条第2項に規定する売買内容の報告は、本所が定める様式により、売買を行った日の翌日の午前11時までに行うものとする。</u></p>
--	---

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 不動産投資信託証券については、次のとおりとする。</u></p> <p>a <u>監理ポストへの割当て</u></p> <p><u>上場不動産投資信託証券が次のいずれかに該当する場合には、当該不動産投資信託証券を監理ポストに割り当てる。</u></p> <p>(a) <u>不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「不動産投信特例」という。)第12条第1項第1号a本文若しくはb本文、第2号本文又は第3号b本文に定める場合に該当した場合</u></p> <p>(b) <u>上場投資証券の発行者が不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い(以下「不動産投信特例取扱い」という。)8.(4)bに規定する合併に関する役員会の決議を行った場合、又は上場投資証券の発行者が合併以外の事由により解散する場合のうち投資主総会の決議により解散する場合において当該解散に関する役員会決議を行ったとき。</u></p> <p>(c) <u>上場投資証券の発行者が行った決議又は決定の内容が不動産投信特例第12条第1項第3号aの(b)に該当するおそれがあると本所が認める場合</u></p> <p>(d) <u>不動産投信特例取扱い8.(7)aに規定する猶予期間の最終日までに、不動産投信特例第12条第2項第1号、第3号、第5号又は第6号に該当しなくなったことが確認できない場合</u></p> <p>(e) <u>上場投資証券の発行者が不動産投信特例第12条第2項第4号に該当することとなる投資口</u></p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

口数の減少に関する役員会決議を行った場合

(f) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を当該最終日までに行っているとき。

ロ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日以降に行ったとき。

ハ 当該最終日から起算して8日目の日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(g) 上場不動産投資信託証券の発行者が、不動産投信特例第12条第2項第9号a前段若しくは同号b前段に該当する場合又はこれらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合

(h) 不動産投信特例第12条第2項第10号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(i) 上場不動産投資信託証券の発行者が不動産投信特例第12条第2項第11号から第14号までに規定する投資信託約款の変更又は規約の変更に関する取締役会決議又は決定(投資証券の発行者にあっては、役員会決議)を行った場合

(j) 不動産投信特例第12条第2項第16号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(k) 不動産投信特例第9条第2項第17号(不動産投資信託証券の不正発行の場合を除く。)に該

当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

不動産投信特例第12条第1項各号又は第2項各号に該当する場合（同条第1項第3号aの(a)のうち不動産投信特例取扱い9.(1)aに規定する合併による解散の場合及び投資法人の存立時期が満了となる場合、同条第2項第15号のうち受益証券に係る投資信託契約が終了となる場合並びに同項第17号のうち不動産投資信託証券の不正発行の場合を除く。）には、当該不動産投資信託証券を整理ポストに割り当てる。

(3)～(5) (略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(2)の2 不動産投資信託証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(d)までに定める日から本所が不動産投信特例第12条第1項各号又は第2項各号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(a) 前条第2号の2aの(a)から(c)まで、(e)及び(i)の場合

本所が上場不動産投資信託証券の発行者から書面による報告を受けた日の翌日

(b) 前条第2号aの(d)の場合

不動産投信特例取扱い8.(7)aに規定する猶予期間の最終日の翌日

(3)～(5) (略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(新設)

(c) 前条第2号の2 aの(f)の場合

同(f)イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同(f)ロに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同(f)ハに該当した場合は、当該8日目の日の翌日とする。

(d) 前条第2号の2 aの(g)、(h)、(j)及び(k)までの場合

本所が必要と認めた日

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該不動産投資信託証券の上場廃止を決定した日の翌日から不動産投信特例取扱い9.(2)に定める期間(原則として1か月)とする。

(3)～(5)(略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。

(3)～(5)(略)

2 (略)

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(空売りの区分)</p> <p>第5条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の空売りに関する内閣府令第3条各号に掲げる取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、<u>次の各号に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)</u>のうち、上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄以外の銘柄(以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前その他本所が適当と認める場合については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>本所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている株券(投資信託受益証券を除く。)</u>の発行者以外の者が発行する株券(投資信託受益証券を除く。)</p> <p>(2) <u>投資信託受益証券(国内の他の証券取引所に上場されている銘柄を除く。)</u></p> <p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から本所が適当と認める時間(直接上場銘柄の初値の決定前における当該直接上場銘柄については本所が適当と認める時間)を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決定前に限る。))における当該直接上場銘柄、営業を承継させる人的分割(分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。))が行われる銘柄(本所がその都度指定する銘柄</p>	<p>(空売りの区分)</p> <p>第5条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の空売りに関する内閣府令第3条各号に掲げる空売りであるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、<u>本所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)</u>のうち、上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄以外の銘柄(以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前その他本所が適当と認める場合については、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から本所が適当と認める時間(直接上場銘柄の初値の決定前における当該直接上場銘柄については本所が適当と認める時間)を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決定前に限る。))における当該直接上場銘柄、営業を承継させる人的分割(分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。))が行われる銘柄(本所がその都度指定する銘柄</p>

を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の割当に係る権利落後(業務規程第28条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後)最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日(当該約定値段の決定前に限る。)までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段)をもって更新することができる。

(1)～(5) (略)

5 (略)

付 則

この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。

を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の割当に係る権利落後(業務規程第28条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後)最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄及び監理ポスト及び整理ポストに関する規則第3条又は第5条の規定に基づき整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日(当該約定値段の決定前に限る。)までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段)をもって更新することができる。

(1)～(5) (略)

5 (略)

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 次のa又はbに掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄(以下「店頭経由銘柄」という。)以外の銘柄(以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前における当該直接上場銘柄</p> <p>a 本所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券(投資信託受益証券を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(投資信託受益証券を除く。)</p> <p>b 投資信託受益証券(国内の他の証券取引所に上場されている銘柄を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 上場廃止の基準に該当し整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日までにおける当該銘柄</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、新株券、新株引受権証書及び優先出資引受権証書の呼値の制限値幅は、旧株券の呼値の制限値幅と同一とする。</p> <p>4 第1項及び前項の場合において、基準値段に呼値の制限値幅を加えて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げるものとする。</p>	<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 本所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄(以下「店頭経由銘柄」という。)以外の銘柄(以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前における当該直接上場銘柄</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 監理ポスト及び整理ポストに関する規則第3条又は第5条の規定に基づき整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日までにおける当該銘柄</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、新株券、新株引受権証書及び優先出資引受権証書の呼値の制限値幅は、旧株券の呼値の制限値幅と同一とする。</p> <p>4 前2項の場合において、基準値段に呼値の制限値幅を加えて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げるものとする。</p>

別表 基準値段算出に関する表

1. 基準値段の算出については、次の算式による。

(1)・(2) (略)

(3) 優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券

第1号、第2号の規定は、優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券について準用する。

(4) (略)

2. (略)

付 則

この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。

別表 基準値段算出に関する表

1. 基準値段の算出については、次の算式による。

(1)・(2) (略)

(3) 優先出資証券

第1号、第2号の規定は、優先出資証券について準用する。

(4) (略)

2. (略)

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(引渡有価証券)</p> <p>第2条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(新株引受権証書、優先出資証券、<u>優先出資引受権証書及び投資証券を含む。</u>)は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数(優先出資<u>及び投資口</u>の口数を含む。以下同じ。)の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。</p> <p>(2) <u>投資信託受益証券</u>は、売買単位の券種であって、かつ、無記名式のものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、株券(優先出資証券<u>及び投資証券</u>を含む。以下この項において同じ。)及び<u>投資信託受益証券</u>の売買の決済において、指定清算参加者が同意した場合には、非清算参加者は、他の券種の株券又は<u>投資信託受益証券</u>を引き渡すことができる。</p>	<p>(引渡有価証券)</p> <p>第2条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(新株引受権証書、優先出資証券及び<u>優先出資引受権証書</u>を含む。)は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数(優先出資の口数を含む。以下同じ。)の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。</p> <p>(2) <u>受益証券</u>は、売買単位の券種であって、かつ、無記名式のものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、株券(優先出資証券を含む。以下この項において同じ。)及び<u>受益証券</u>の売買の決済において、指定清算参加者が同意した場合には、非清算参加者は、他の券種の株券又は<u>受益証券</u>を引き渡すことができる。</p>
<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 非清算参加者は、株券及び転換社債型新株予約権付社債券(業務規程第8条第3項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)の普通取引、立会外分売に係る売買及び立会外取引特例第5条第2号に規定する日に決済を行う立会外取引(それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。)に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日においては、規程第12条に規定する繰延べを行うことができない。</p>	<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 非清算参加者は、株券(<u>株式会社証券保管振替機構</u>(以下「<u>保管振替機構</u>」という。))が<u>保管振替業</u>において取り扱わない株券を除く。)及び転換社債型新株予約権付社債券(業務規程第8条第3項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)(<u>保管振替機構が保管振替業</u>において取り扱わない<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>を除く。)の普通取引、立会外分売に係る売買及び立会外取引特例第5条第2号に規定する日に決済を行う立会外取引(それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。)に係る有価証券の引渡し</p>

2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の株券等の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目（新株引受権証書については2日目）の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。

（1）株主（優先出資者、受益者及び投資主を含む。）の権利を確定するための基準日等の日

（2）・（3）（略）

（4）株券又は優先出資証券の発行者が営業年度を1年とする法人である場合（商法（明治32年法律第48号）第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。）において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日

（5）利付転換社債型新株予約権付社債券の利払期日の前日

について、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日においては、規程第12条に規定する繰延べを行うことができない。

2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の株券等の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目（新株引受権証書については2日目）の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。

（1）株主（優先出資者、受益者を含む。）の権利を確定するための基準日等の日

（2）・（3）（略）

（4）株券又は優先出資証券（保管振替機構が保管振替業において取扱わない株券又は優先出資証券を除く。）の発行者が営業年度を1年とする法人である場合（商法（明治32年法律第48号）第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。）において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日

（5）利付転換社債型新株予約権付社債券（保管振替機構が保管振替業において取扱わない転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の利払期日の前日

付 則

この改正規定は、平成 16 年 8 月 27 日から
施行する。

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、信用取引・貸借取引規程(以下「<u>規程</u>」という。)第7条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄でない上場会社が、制度信用銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 第1項第1号及び第5号から第9号に適合する銘柄であるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の株券の発行者が発行する新株が既に上場されているか又は新たに上場されることになった場合は、<u>本所は当該新株を制度信用銘柄に選定することができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、信用取引・貸借取引規程第7条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 <u>上場株券</u>(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が、<u>次</u>の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄でない上場会社が、制度信用銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 第1項第1号、<u>第5号、第6号、第8号及び第9号</u>に適合する銘柄であるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の株券の発行者が発行する新株が既に上場されているか又は新たに上場されることになった場合は、<u>当該新株を制度信用銘柄に選定するものとする。</u></p>

(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条の2 不動産投資信託証券(投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託の受益証券又は投資証券をいう。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 上場受益権口数又は上場投資口口数が2,000口以上の銘柄であるとき。

(2) 受益権又は投資口の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。

a 大口受益者(所有する受益権口数の多い順に10名の受益者をいう。以下同じ。)が所有する受益権の総口数又は大口投資主(所有する投資口口数の多い順に10名の投資主をいう。以下同じ。)が所有する投資口の総口数が、上場受益権口数又は上場投資口口数の80%以下であるとき。

b 受益者数(大口受益者を除く。以下同じ。)又は投資主数(大口投資主を除く。以下同じ。)が300人以上であるとき。

(3) その銘柄について作成された最近の損益及び剰余金計算書又は損益計算書において、投資信託受益証券の場合には、投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、付属明細表並びに運用報告書に関する規則(平成12年総理府令第133号)第51条第3項により記載される「当期利益」を、投資証券の場合には、投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び付属明細書に関する規則(平成12年総理府令第134号)第56条第3項により記載される「当期利益」が計上されている銘柄であるとき。

(新設)

(4) その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における資産総額が50億円以上、純資産総額が10億円以上である銘柄であるとき。この場合において、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い(以下「不動産投信特例取扱い」という。)

3.(1)の規定は、資産総額及び純資産総額の算定について準用する。

(5) 第4条の規定による選定の日以後の日に上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(6) 上場廃止の基準に該当するおそれがあり監理ポストに割り当てられている銘柄及び同基準に該当し整理ポストに割り当てられている銘柄以外の銘柄であるとき。

(7) 不動産投信特例取扱い8.(7)aに定める猶予期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。

(8) 売買について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。

(9) その他制度信用銘柄として適当でないと思われる銘柄以外の銘柄であるとき。

2 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)

及び同dの規定は前項第2号に規定する大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数について、株券上場審査基準の取扱い2.

(6)dの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場廃止基準の取扱い1.

(5)bの規定は前項第4号に規定する資産総額及び純資産総額について、それぞれ準用する。

この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定中「少数特定者持株数」とあるのは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数」と、「株主数」とあるのは「受

益者数又は投資主数」と、「株主名簿」とあるのは「受益者名簿又は投資主名簿」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)中「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)d中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)d中「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「50単位」とあるのは「50口」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、「株式の分布状況」とあるのは「受益券又は投資口の分布状況」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(5)b中「株主資本(純資産)」とあるのは「純資産総額」と読み替えるものとする。

3. 審査対象計算期間又は審査対象営業期間後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行われた上場不動産投資信託証券であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、最近の受益者名簿又は投資主名簿の閉鎖時又は基準日における上場受益権口数又は投資口口数に当該公募に係る受益権口数又は投資口口数を加算した受益権口数又は投資口口数を、最近の受益者名簿又は投資主名簿の閉鎖時

又は基準日における上場受益権口数又は投資口口数とみなすものとする。

(1) 大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数については、上場不動産投資信託証券の発行者が本所に提出した「不動産投資信託証券の分布状況表」に記載された受益権口数又は投資口口数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売により増減した受益権口数又は投資口口数を加減した受益権口数又は投資口口数に基づき算出した大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数を最近の受益者名簿又は投資主名簿の閉鎖時又は基準日における大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数とみなすものとする。

(2) 受益者数又は投資主数については、上場不動産投資信託証券の発行者が本所に提出した「不動産投資信託証券の分布状況表」に記載された受益者数又は投資主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る受益者数又は投資主数（数量制限付分売については、本所が認めた人数）を加算した受益者数又は投資主数を最近の受益者名簿又は投資主名簿の閉鎖時又は基準日における受益者数又は投資主数とみなすものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「不動産投信特例」という。）第4条第2項の規定の適用を受けて上場される投資証券（同項において定める行為の当事者の発行する投資証券が制度信用銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第1号及び第9号に適合する銘柄

柄であるとき。

(2) 投資口の分布状況が、上場後最初に終了する営業期間の末日までに第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

5 第 1 項の規定にかかわらず、制度信用銘柄でない上場投資法人(本所に上場している投資証券(投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資証券をいう。))の発行者である投資法人をいう。以下同じ。))が、制度信用銘柄である上場投資法人を吸収合併する場合における当該制度信用銘柄でない上場投資法人の投資証券に対する合併後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、それを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第 1 項第 1 号及び第 5 号から第 9 号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 投資口の分布状況が、合併後最初に終了する営業期間の末日までに第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

6 第 1 項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の不動産投資信託証券の発行者が発行する新不動産投資信託証券が既に上場されているか又は新たに上場されることになった場合は、本所は当該新不動産投資信託証券を制度信用銘柄に選定することができる。

(株券に係る貸借銘柄の選定基準)

第 3 条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。))が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(貸借銘柄の選定基準)

第 3 条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。))が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 各銘柄の決算期を含む月の翌々の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a 本所の市場における月平均売買高(当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。この号、第7項第3号a、第3条の2第1項第4号及び同条第6項第3号aにおいて以下同じ。)が5単位以上であるとき。

b (略)

(5)・(6) (略)

(7) 第4条の規定による選定の日以後の日に上場廃止となることが確実に認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(8) ~ (12) (略)

2 ~ 7 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 上場後6か月間を経過している銘柄であるとき。

(2) 上場受益権口数又は上場投資口口数が1万口以上の銘柄であるとき。

(3) 受益権又は投資口の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。

a 大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数が、上場受益権口数又は上場投資口口数の75%以下であるとき。

b 受益者数又は投資主数が、1,000人

(1) ~ (3) (略)

(4) 各銘柄の決算期を含む月の翌々の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a 本所の市場における月平均売買高(当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。以下同じ。)が5単位以上であるとき。

b (略)

(5)・(6) (略)

(7) 次条の規定による選定の日以後の日に上場廃止となることが確実に認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(8) ~ (12) (略)

2 ~ 7 (略)

(新設)

以上であるとき。

(4) 各銘柄の計算期間又は営業期間の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a 本所の市場における月平均売買高が5口以上であるとき。

b 本所及び国内の他の証券取引所に上場されている不動産投資信託証券について、本所及び当該他の証券取引所における月平均売買高の合計が10口以上であるとき。

(5) 第2条の2第1項第3号に適合する銘柄であるとき。

(6) 資産総額及び純資産総額が第2条の2第1項第4号に適合する銘柄であるとき。

(7) 第4条の規定による選定の日以後の日に上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(8) 上場廃止の基準に該当するおそれがあり監理ポストに割り当てられている銘柄及び同基準に該当し整理ポストに割り当てられている銘柄以外の銘柄であるとき。

(9) 不動産投信特例取扱い8.(7)aに定める猶予期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。

(10) 売買又は信用取引について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。

(11) 貸不動産投資信託証券調達可能量からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(12) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

2 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定は前項第3号に規定する大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投

資主数について、株券上場審査基準の取扱い2 .

(6) dの規定は前項第 5 号に規定する利益の額について、株券上場廃止基準の取扱い1 .

(5) bの規定は前項第 6 号に規定する資産総額及び純資産総額について、それぞれ準用する。

この場合において、株券上場審査基準の取扱い2 . (2) aの(e)及び同 dの規定中「少数特定者持株数」とあるのは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数」と、「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「株主名簿」とあるのは「受益者名簿又は投資主名簿」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場審査基準の取扱い2 . (2) aの(e)中「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、株券上場審査基準の取扱い2 . (2) d中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、株券上場審査基準の取扱い2 . (2) aの(e)中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場審査基準の取扱い2 . (2) d中「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「50単位」とあるのは「50口」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、「株式の分布状況」とあるのは「受益券又は投資口の分布状況」と、株券上場廃止基準の取扱い1 . (5) b中「株主資本(純資産)」とあるのは「純資産総額」と読み替えるものとする。

3 審査対象計算期間又は審査対象営業期間後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行われた上場不動産投資信託証券であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証す

る書面を提出したものについて適用するものとし、大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、最近の受益者名簿又は投資主名簿の閉鎖時又は基準日における上場受益権口数又は投資口口数に当該公募に係る受益権口数又は投資口口数を加算した受益権口数又は投資口口数を、最近の受益者名簿又は投資主名簿の閉鎖時又は基準日における上場受益権口数又は投資口口数とみなすものとする。

(1) 大口受益者が所有する受益権の総口数

又は大口投資主が所有する投資口の総口数については、上場不動産投資信託証券の発行者が本所に提出した「不動産投資信託証券の分布状況表」に記載された受益権口数又は投資口口数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売により増減した受益権口数又は投資口口数を加減した受益権口数又は投資口口数に基づき算出した大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数を最近の受益者名簿又は投資主名簿の閉鎖時又は基準日における大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数とみなすものとする。

(2) 受益者数又は投資主数については、上

場不動産投資信託証券の発行者が本所に提出した「不動産投資信託証券の分布状況表」に記載された受益者数又は投資主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る受益者数又は投資主数（数量制限付分売については、本所が認めた人数）を加算した受益者数又は投資主数を最近の受益者名簿又は投資主名簿の閉鎖時又は基準日における受益者数又は投資主数とみなすものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、不動産投信特例第4条第2項の規定の適用を受けて上場される投資証券（同項において定める行為の当事者の発行する投資証券が貸借銘柄である場合に限り。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

（1） 第1項第2号、第11号及び第12号に適合する銘柄であるとき。

（2） 投資口の分布状況が、上場後最初に終了する営業期間の末日までに第6条の2第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

5 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄でない上場投資法人が、貸借銘柄である上場投資法人を吸収合併する場合における当該貸借銘柄でない投資法人の投資証券に対する合併後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

（1） 第1項第2号及び第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

（2） 投資口の分布状況が、合併後最初に終了する営業期間の末日までに第6条の2第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

6 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場されていた若しくは上場されている不動産投資信託証券（以下「他市場上場不動産投資信託証券」という。）又は日本証券業協会に登録されていた不動産投資信託証券（以下「店頭登録不動産投資信託証券」という。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

（1） 国内の他の証券取引所における上場の日又は日本証券業協会における登録の日から

本所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。

(2) 第1項第2号、第3号、第5号及び第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が、次のa又はbに掲げる銘柄の区分に従い、当該a又はbに適合する銘柄であるとき。

a 他市場上場不動産投資信託証券
他の証券取引所のいずれかにおける月平均売買高が10口以上であるとき。

b 店頭登録不動産投資信託証券
月平均売買高(日本証券業協会が公表した当該銘柄の売買高合計の月割高をいう。)
が、10口以上であるとき。

(選定の時期)

第4条 第2条及び第2条の2の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条及び第3条の2の規定による貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の決算期(不動産投資信託証券にあっては、計算期間又は営業期間の末日)を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日(初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1) 第2条第1項及び第2条の2第1項の規定に適合する新規上場銘柄の制度信用銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

(2) (略)

(3) 第2条第4項及び第2条の2第4項の

(選定の時期)

第4条 前2条の規定による制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の決算期を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日(初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1) 第2条第1項の規定に適合する新規上場銘柄の制度信用銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

(2) (略)

(3) 第2条第4項の規定による制度信用銘柄

規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第5項及び第3条の2第4項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

(4) 第2条第5項及び第2条の2第5項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第6項及び第3条の2第5項の規定による貸借銘柄の選定

合併又は株式交換により発行される株券又は投資証券が上場された日

(5) 第3条第7項及び第3条の2第6項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日(国内の他の証券取引所と同時に新規上場された銘柄は、他の証券取引所で約定値段が決定された場合を含む。以下同じ。)の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)

(6) 第2条第6項及び第2条の2第6項の規定による制度信用銘柄の選定

a 新株券又は新不動産投資信託証券が既に上場されている場合

当該新株券又は新不動産投資信託証券の発行者が発行する株券又は不動産投資信託証券を制度信用銘柄に選定した日

b 新株券又は新不動産投資信託証券が新たに上場されることとなった場合

当該新株券又は新不動産投資信託証券が上場された日

3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定(決算期の末日(不動産投資信託証券にあっては、計算期間又は営業期間の末日。以下同じ。))の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。))の日(決算期の末日が休業日に当たるときは決算期の末日の4日前の日)以後に上場された銘柄のうち、上場後最初

柄の選定及び第3条第5項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

(4) 第2条第5項の規定による制度信用銘柄の選定及び第3条第6項の規定による貸借銘柄の選定

合併又は株式交換により発行される株券が上場された日

(5) 第3条第7項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日(国内の他の証券取引所と同時に新規上場された銘柄は、他の証券取引所で約定値段が決定された場合を含む。以下同じ。)の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)

(6) 第2条第6項の規定による制度信用銘柄の選定

a 新株が既に上場されている場合

当該新株の発行者が発行する株券を制度信用銘柄に選定した日

b 新株が新たに上場されることとなった場合

当該新株が上場された日

3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定(決算期の末日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。))の日(決算期の末日が休業日に当たるときは決算期の末日の4日前の日)以後に上場された銘柄のうち、上場後最初の同項に定める日において上場後最初の選定審査を行うものに係る選定を除く。)

の同項に定める日において上場後最初の選定審査を行うものに係る選定を除く。)並びに第2項第2号及び第5号の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその3か月目の月の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。

(制度信用銘柄である株券の選定取消基準)

第5条 制度信用銘柄である株券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第6項の規定により制度信用銘柄に選定された新株が第1項第1号又は第2号に該当する場合は、制度信用銘柄の選定の取消しは行わない。

(制度信用銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準)

第5条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 上場受益権口数又は上場投資口口数が2,000口に満たない銘柄であるとき。

(2) 受益権又は投資口の分布状況が次のa又はbのいずれかに該当する銘柄であるとき。

a 大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数が、上場受益権口数又は上場投資口口数の80%を超えるとき。

b 受益者数又は投資主数が、150人に達しないとき。

(3) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。

(4) その他制度信用銘柄として適当でない

並びに第2項第2号及び第5号の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその3ヶ月目の月の応当日までの間にそれぞれ行うことができる

(制度信用銘柄の選定取消基準)

第5条 制度信用銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第7項の規定により制度信用銘柄に選定された新株が第1項第1号又は第2号に該当する場合は、制度信用取引銘柄の選定の取消しは行わない。

(新設)

と認められる銘柄であるとき。

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(1)cの規定は、前項第1号に規定する上場受益権口数又は上場投資口口数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は前項第2号bに規定する受益者数又は投資主数について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.(1)c中「上場株式数」とあるのは「上場受益権口数又は上場投資口口数」と、「2,000単位」とあるのは「2,000口」と、「減少に関する株主総会決議についての書面による報告」とあるのは「減少が確定した旨の上場受益証券の発行者からの書面による報告又は減少に関する投資主総会の決議についての上場投資法人からの書面による報告」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(1)c及び(2)eの規定中「上場会社」とあるのは「不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e中「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、「株主名簿」とあるのは「受益者名簿又は投資主名簿」と、「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条の2第6項の規定により制度信用銘柄に選定された新不動産投資信託証券が第1項第1号又は第2号に該当する場合は、制度信用銘柄の選定の取消しは行わない。

(貸借銘柄である株券の選定取消基準)

第6条 上場銘柄のうち地場銘柄である貸借銘柄である株券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(貸借銘柄の選定取消基準)

第6条 上場銘柄のうち地場銘柄である貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(貸借銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準)

第6条の2 貸借銘柄である不動産投資信託証券 (新設)

が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 上場受益権口数又は上場投資口口数が1万口に満たない銘柄であるとき。

(2) 受益権又は投資口の分布状況が次のa又はbのいずれかに該当する銘柄であるとき。

a 大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数が、上場受益権口数又は上場投資口口数の80%を超えるとき。

b 受益者数又は投資主数が、600人に達しないとき。

(3) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。

(4) その他貸借銘柄として適当でないと思われる銘柄であるとき。

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(1)cの規定は、前項第1号に規定する上場受益権口数又は上場投資口口数について、並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第2号bに規定する受益者数又は投資主数について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.(1)c中「上場株式数」とあるのは「上場受益権口数又は上場投資口口数」と、「2,000単位」とあるのは「1万口」と、「減少に関する株主総会決議についての書面による報告」とあるのは「減少が確定した旨の上場受益証券の発行者からの書面による報告又は減少に関する投資主総会の決議についての上場投資法人からの書面による報告」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(1)c及び(2)eの規定中「上場会社」とあるの

は「不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e中「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、「株主名簿」とあるのは「受益者名簿又は投資主名簿」と、「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と読み替えるものとする。

(株券に係る選定取消基準の特例)

第7条 第5条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、株券の制度信用銘柄又は貸借銘柄が第5条第1項第2号又は第6条第1項第2号に該当するときは、原則として該当した決算期の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期)までの期間(以下この条において「猶予期間」という。)を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d、i、j、k及び1の規定は、第5条第1項第2号及び前第6条第1項第2号に該当し猶予期間に入った制度信用銘柄又は貸借銘柄について準用する。

(不動産投資信託証券に係る選定基準の特例)

第7条の2 第5条の2第1項及び第6条の2第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄又は貸借銘柄が第5条の2第1項第2号又は第6条の2第1項第2号に該当するときは、原則として該当した計算期間又は営業期間の末日の翌日から起算して1か年目の日(計算期間又は営業期間の変更により当該1か年目の日が上場不動産投資信託証券の計算期間又は営業期間の最終日

(選定取消基準の特例)

第7条 第5条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄又は貸借銘柄が第5条第1項第2号又は第6条第1項第2号に該当するときは、原則として該当した決算期の翌日から起算して1か年目の日(当該銘柄の株券が機構取扱株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期)までの期間(以下「猶予期間」という。)を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d、i、j、k及び1の規定は、第5条第1項第2号及び前第6条第1項第2号に該当し、猶予期間に入った制度信用銘柄又は貸借銘柄について準用する。

(新設)

に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する計算期間又は営業期間)までの期間(以下この条において「猶予期間」という。)を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d、i、j及び1の規定は、第5条の2第1項第2号又は第6条の2第1項第2号に該当し猶予期間に入った銘柄について準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d及び1の規定中「少数特定者持株数」とあるのは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d、i及び1の規定中「上場会社」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d、i及びjの規定中「株主名簿」とあるのは「受益者名簿又は投資主名簿」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d、j及び1の規定中「上場株式数」とあるのは「上場受益権口数又は上場投資口口数」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d及びiの規定中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d中「大株主上位10名及び役員」とあるのは「大口受益者又は大口投資主」と、「大株主上位10名又は役員」とあるのは「大口受益者又は大口投資主」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)i、j及び1の規定中「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)1中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状

況表」と、「株主」あるのは「受益者又は投資主」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)j中「株式分割」とあるのは「受益権の分割又は投資口の分割」と読み替えるものとする。

(選定取消しの時期)

第8条 第5条第1項第1号若しくは第4号、第5条の2第1項第1号若しくは第4号、第6条第1項第1号若しくは第4号又は第6条の2第1項第1号若しくは第4号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、本所がその都度定める日に行う。

2 第7条及び前条に規定する猶予期間を通じて第5条第1項第2号、第5条の2第1項第2号、第6条第1項第2号又は第6条の2第1項第2号に該当したと認められる場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、第7条第2項及び前条第2項において準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)j並びに第7条第2項において準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)kに定める決議を行った銘柄のうち、本所が当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適当でないと認められた銘柄については、本所がその都度定める日とする。

3 第5条第1項第3号、第5条の2第1項第3号、第6条第1項第3号又は第6条の2第1項第3号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、当該銘柄の上場廃止が決定された日の翌日に行う。

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 第2条から第3条の2までの規定による選定及び第5条から第6条の2までの規定による選定の取消しは、選定の日又は選定取消しの

(選定取消しの時期)

第8条 第5条第1項第1号若しくは第4号又は第6条第1項第1号若しくは第4号に該当した場合の制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定の取消しは、本所がその都度定める日に行う。

2 猶予期間を通じて第5条第1項第2号又は第6条第1項第2号に該当したと認められる場合の制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、前条第2項において準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)j及びkに定める決議を行った銘柄のうち、本所が当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適当でないと認められた銘柄については、本所がその都度定める日とする。

3 第5条第1項第3号又は第6条第1項第3号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、当該銘柄の上場廃止が決定された日の翌日に行う。

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 第2条及び第3条の規定による選定並びに第5条第1項及び第6条第1項の規定による選定取消しは、選定の日又は選定取消しの日に

日における現況による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定の取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第2条第1項第2号及び第5項第2号、第2条の2第1項第2号及び第5項第2号、第3条第1項第3号及び第6項第2号、第3条の2第1項第3号及び第5項第2号、第5条第1項第2号、第5条の2第1項第2号、第6条第1項第2号並びに第6条の2第1項第2号

有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11.aの規定により提出される株式の分布状況表等若しくは不動産投信特例取扱いの7.(6)の規定により提出される上場不動産投資信託証券の分布状況表等

(2) 第2条第1項第3号及び第4号、第2条の2第1項第3号及び第4号、第3条第1項第5号及び第6号並びに第3条の2第1項第5号及び第6号

有価証券報告書等

(3) 第2条第4項第2号、第2条の2第4項第2号、第3条第5項第2号及び第3条の2第4項第2号

有価証券上場規程第3条第3項第1号bの規定により提出される「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」又は不動産投信特例第3条第5項の規定により提出される「上場申請日以後における投資口の分布状況に関する予定書」

(削る)

おける現況による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定の取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第2条第1項第2号及び第4項第2号並びに第3条第1項第3号及び第6項第2号

上場会社から提出される有価証券報告書(新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者以外である場合には、上場申請のための有価証券報告書)又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11.aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

(2) 第2条第1項第3号及び第4条並びに第3条第1項第5号及び第6号

上場会社から提出される有価証券報告書等

(3) 第2条第4項第2号及び第3条第5項第2号

有価証券上場規程第3条第3項第1号bの規定により提出される「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」

(4) 第5条第1項第2号及び第6条第1

項第2号

第1号に掲げる資料のほか、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)bの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

付 則

この改正規定は、平成16年 8月27日から
施行する。

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(配当落調整額)</p> <p>第 2 条 正会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき配当（中間配当（商法第 293 条の 5 第 1 項に規定する金銭の分配をいう。））、<u>投資信託の受益証券の収益分配及び投資証券の金銭の分配</u>を含む。以下同じ。）が付与された場合は、当該銘柄の発行者の株主（優先出資者、<u>受益者及び投資主</u>を含む。以下同じ。）に付与される配当金額から配当所得に対する源泉徴収税額（税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。）相当分を控除した額（以下「配当落調整額」という。）の金銭を当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在制度信用取引に係る金銭の貸付けを受けている顧客（以下「信用買顧客」という。）に支払い、制度信用取引に係る株券（優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。））、<u>投資信託の受益証券及び投資証券</u>を含む。以下同じ。）の貸付けを受けている顧客（以下「信用売顧客」という。）から徴収する。</p> <p>2 前項の規定による金銭の授受は、当該銘柄の<u>発行者が配当の交付を開始した日</u>（以下「配当交付日」という。）以後遅滞なく行うものとする。</p>	<p>(配当落調整額)</p> <p>第 2 条 正会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき配当（中間配当（商法第 293 条の 5 第 1 項に規定する金銭の分配をいう。）を含む。以下同じ。）が付与された場合は、当該銘柄の発行者の株主（優先出資者を含む。以下同じ。）に付与される配当金額から配当所得に対する源泉徴収税額（税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。）相当分を控除した額（以下「配当落調整額」という。）の金銭を当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在制度信用取引に係る金銭の貸付けを受けている顧客（以下「信用買顧客」という。）に支払い、制度信用取引に係る株券（優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）を含む。）の貸付けを受けている顧客（以下「信用売顧客」という。）から徴収する。</p> <p>2 前項の規定による金銭の授受は、当該銘柄の<u>発行会社が配当金の交付を開始した日</u>（以下「配当交付日」という。）以後遅滞なく行うものとする。</p>
<p>(新株引受権等)</p> <p>第 4 条 正会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき、<u>新株引受権（優先出資引受権及び新受益権を引き受ける権利</u>を含む。以下同じ。））、株式分割等による株式を受ける権利（新株券を追加して発行する株式分割（優先出資分割、<u>受益権の分割及び投資口の分割</u>を含む。以下同じ。）による株式（優先出資、<u>受益権及び投資</u></p>	<p>(新株引受権等)</p> <p>第 4 条 正会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき新株引受権（優先出資引受権を含む。以下同じ。））、株式分割等による株式を受ける権利（<u>新株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）</u>を追加して発行する株式分割（優先出資分割を含む。以下同じ。）による株式（優先出資を含む。以下同じ。））を受ける権利、会社分割によ</p>

口を含む。以下同じ。)を受ける権利、会社分割による株式を受ける権利及び制度信用取引を行っている銘柄(投資信託の受益証券を除く。以下同じ。)の発行者が他の銘柄の発行者に吸収合併されるとき(吸収合併される発行者の株式1株(優先出資証券及び投資証券の場合には1口。以下この項において同じ。))に対して1株を超える数の新株式が割り当てられ、旧株券と新株券の双方が上場されることとなるに限り。において、吸収合併される発行者の株式に対して新株式の割り当てを受ける権利(以下「発行者の吸収合併により株式を受ける権利」という。)をいう。以下同じ。)又は株主割当の方法で発行される新株予約権の引受権(以下「新株予約権の引受権」という。)が付与された場合は、別表「引受権価額算出に関する表」により算出した当該新株引受権、株式分割等による株式を受ける権利又は新株予約権の引受権の価額(以下「引受権価額」という。)に相当する額の金銭を当該銘柄の新株引受権、株式分割等による株式を受ける権利又は新株予約権の引受権の割当期日現在の信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、権利落後に制度信用取引を継続する場合において、買付価格又は売付価格から引受権価額を差し引いた額が1円未満となる銘柄については、これが1株(優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券の場合には1口)当たり1円となるよう、その差額を信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。

(金銭の授受の日)

第6条 前2条の規定による金銭の授受(計算上

る株式を受ける権利及び制度信用取引を行っている銘柄の発行者が他の銘柄の発行者に吸収合併されるとき(吸収合併される発行者の株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられ、旧株券と新株券の双方が上場されることとなるに限り。))において、吸収合併される発行者の株式に対して新株式の割り当てを受ける権利(以下「発行者の吸収合併により株式を受ける権利」という。)をいう。以下同じ。)又は株主割当の方法で発行される新株予約権の引受権(以下「新株予約権の引受権」という。)が付与された場合は、別表「引受権価額算出に関する表」により算出した当該新株引受権、株式分割等による株式を受ける権利又は新株予約権の引受権の価額(以下「引受権価額」という。)に相当する額の金銭を当該銘柄の新株引受権、株式分割等による株式を受ける権利又は新株予約権の引受権の割当期日現在の信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、権利落後に制度信用取引を継続する場合において、買付価格又は売付価格から引受権価額を差し引いた額が1円未満となる銘柄については、これが1株(優先出資証券の場合には1口)当たり1円となるよう、その差額を信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。

(新株引受権価額に相当する額の金銭の授受の日)

第6条 第2条の規定による引受権価額に相当す

処理を含む。)の日は、当該銘柄の権利付売買最終日における売買の決済日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とする。

付 則

この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。

別表 引受権価額算出に関する表

(注) 1. ~ 4. (略)

5. 経過配当金(経過収益分配金及び経過金銭分配金を含む。)は、次の算式により算出した金額とする。ただし、配当起算日が商法第293条の5第1項の規定により当該銘柄の発行会社が定めた一定の日の翌日となる場合においては、次の算式中「期首の日」は「会社が定めた一定の日の翌日」と、会社の分割の場合においては、「権利付最終決済日」は「分割会社株券の権利付最終決済日」と、投資信託の受益証券及び投資証券である場合においては、「365」は「直前計算期間又は営業期間の日数」と読み替える。

(直前事業年度に係る配当金額
- 配当所得源泉徴収税額)

経過日数(期首の日から権利
付最終決済日までの日数)

× $\frac{\quad}{365}$

6. ~ 10. (略)

る額の金銭の授受(計算上の処理を含む。)の日は、当該銘柄の権利付売買最終日における売買の決済日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とする。

別表 引受権価額算出に関する表

(注) 1. ~ 4. (略)

5. 経過配当金は、次の算式により算出した金額とする。ただし、配当起算日が商法第293条の5第1項の規定により当該銘柄の発行会社が定めた一定の日の翌日となる場合においては、次の算式中「期首の日」は「会社が定めた一定の日の翌日」と、会社の分割の場合においては、「権利付最終決済日」は「分割会社株券の権利付最終決済日」と読み替える。

(直前事業年度に係る配当金額
- 配当所得源泉徴収税額)

経過日数(期首の日から権利
付最終決済日までの日数)

× $\frac{\quad}{365}$

6. ~ 10. (略)

委託保証金の代用有価証券からの除外についての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 国内の証券取引所に上場されている株券（外国証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、日本証券業協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。）が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合（国内の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。）には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、発行日決済取引に係る委託保証金及び信用取引に係る委託保証金の代用有価証券から除外する。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。</p>	<p>1 国内の証券取引所に上場されている株券（<u>優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び外国証券</u>含む。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合は、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、日本証券業協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。）が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合（国内の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。）には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、発行日決済取引に係る委託保証金及び信用取引に係る委託保証金の代用有価証券から除外する。</p> <p>2 （略）</p>

**日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、
業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例(以下「受益証券特例」という。)に基づき、本所が定める事項並びに受益証券特例の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例(以下「受益証券特例」という。)に基づき、本所が定める事項並びに受益証券特例の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(同時呼値の順位)</p> <p>第14条 <u>業務規程施行規則第6条(第2号を除く。)</u>の規定は、<u>受益証券特例第18条第1項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値の順位について準用する。</u>この場合において、<u>業務規程施行規則第6条中「規程第10条第2項第2号b」とあるのは「受益証券特例第18条第1項第2号b」と、「株券、新株予約権証券及び新株予約権権付社債券等」とあるのは「受益証券」と、「規程第10条第4項」とあるのは「受益証券特例第18条第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(売買の中断)</p> <p>第15条 <u>業務規程施行規則第8条の規定は、受益証券特例第18条第2項及び同第19条第1項第2号に規定する売買が中断された場合について準用する。</u>この場合において、<u>業務規程施行規則第8条中「規程第10条第3項及び同第12条第2項第2号」とあるのは「受益証券特例第18条第2項及び同第19条第1項第2号」と、「規程第28条第2号、第3号及び第</u></p>

4号」とあるのは「受益証券特例第23条」と読み替えるものとする。

(削る)

第16条 削除

(約定値段を定める場合の合致数量)

(削る)

第17条 業務規程施行規則第10条(第3号を除く。)

の規定は、受益証券特例第19条第2項第3号bに規定する本所が定める他方の呼値の数量について準用する。この場合において、業務規程施行規則第10条中「規程第12条第3項第3号b」とあるのは「受益証券特例第19条第2項第3号b」と、「株券、新株予約権証券及び新株予約権権付社債券等」とあるのは「受益証券」と、「規程第12条第2項第1号、第2号及び第4号」とあるのは「受益証券特例第19条第1項第1号、第2号及び第4号」と、「株券」とあるのは「受益証券」と、「規程第12条第2項第3号」とあるのは「受益証券特例第19条第1項第3号」と読み替えるものとする。

(気配表示)

(削る)

第18条 業務規程施行規則第11条の規定は、受益証券特例第19条第4項かっこ書、同第30条の規定により読み替えて適用する業務規程第31条第1項かっこ書並びに同第34条第1項かっこ書に規定する気配表示について準用する。この場合において、業務規程施行規則第11条中「規程第12条第2項第4号及び第5項かっこ書、同第31条第1項かっこ書並びに同第34条第1項かっこ書」とあるのは「受益証券特例第19条第4項かっこ書、同第30条の規定により読み替えて適用する業務規程第31条第1項かっこ書並びに同第34条第1項かっこ書」と、「呼値に関する規則第9条」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託

契約準則の特例の施行規則第21条において準用する呼値に関する規則第9条」と読み替えるものとする。

(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)

(削る)

第19条 業務規程施行規則第12条の規定は、受益証券特例第19条第4項に規定する本所が定める値幅について準用する。この場合において、業務規程施行規則第12条中「規程第12条第5項」とあるのは「受益証券特例第19条第4項」と読み替えるものとする。

(呼値の制限値幅)

(削る)

第20条 呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項(ただし書を除く。)及び第3項並びに同第5条の規定は、受益証券特例第20条第3項に規定する本所が定める呼値の値幅について準用する。この場合において、呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項中「株券」とあるのは「受益証券」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則第20条において準用する呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項」と、同第5条中「第2条、第2条の2及び第3条」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則第20条において準用する呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項及び第3項」と、「全部又は一部の銘柄」とあるのは「受益証券」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項及び第3項に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、前日(休業日に当たるときは、順次

繰り上げる。以下同じ。)の当該受益証券の最終値段
(次条において準用する呼値に関する規則第13条
の規定により気配表示された最終気配値段を含む。
以下同じ。)とし、前日に約定値段(次条に
おいて準用する呼値に関する規則第13条
の規定により気配表示された気配値段を含
む。以下同じ。)がない場合は、本所がその都度
定める。ただし、受益証券特例第22条第1項の規定
により定める受益証券の収益分配落の期日の基準値
段は、収益分配落となる日の前日の当該受益証券の最
終値段から当期収益分配金額(当期収益分配金額が確
定していない場合は本所がその都度定める金額)を差
し引いた値段とする。

3 前項の規定にかかわらず、本所又は国内の他の証券
取引所に上場されている受益証券以外の受益証券で
新たに上場された受益証券(以下「新規上場受益証券」
という。)の上場日における呼値の制限値幅の基準値
段は、当該受益証券の上場日前日の受益権一口当たり
の信託財産純資産額とする。

(呼値に関する事項)

第21条 呼値に関する規則第2条、同第3条、同第4
条(第1項を除く。)、同第7条、同第8条(第1項
第1号を除く。)及び同第9条(第1項第1号、第3
項及び第4項第2号から第5号を除く。)の規定は、
受益証券特例第20条第4項に規定する本所が定め
る事項について準用する。この場合において、呼値に
関する規則第3条中「業務規程第28条」とあるのは
「受益証券特例第23条」と、同第4条中「売買シス
テムによる売買以外の売買」とあるのは「受益証券」
と、「業務規程第12条第2項」とあるのは「受益証
券特例第19条第1項」と、同第8条中「業務規程第
12条第2項」とあるのは「受益証券特例第19条第
1項」と、同第9条中「第1項」とあるのは「日経3
00株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関す

(削る)

る有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則第21条において準用する呼値に関する規則第9条第1項」と、「次の各号」とあるのは「次」と、「値段(直接上場銘柄の上場日(初値の決定前に限る。))における当該直接上場銘柄並びに監理ポスト及び整理ポストに関する規則第3条又は第5条の規定に基づき整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日(当該約定値段の決定前に限る。))までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段)」とあるのは「値段(日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則第13条第2号の規定に基づき整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日(当該約定値段の決定前に限る。))までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段)」と、「株券」とあるのは「受益証券」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新規上場受益証券の上場の初値の約定値段の決定前における最初の気配値段は、当該受益証券の上場日前日の受益権一口当たりの信託財産純資産額とする。

(収益分配落の期日)

第22条 受益証券特例第22条に規定する収益分配落とする期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

収益分配金を受ける者を確定するための基準日(以下「受益者確定日」という。)の翌日。ただし、その決済を翌日に繰り延べる売買については、受益者確定日(受益者確定日が休業日に当たるときは、受益者確定日の前日)とする。

(削る)

(削る)

(削る)

付 則
この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。

(2) 普通取引

受益者確定日の3日前の日(受益者確定日が休業日に当たるときは、受益者確定日の4日前の日)とする。

(売買の停止)

第23条 受益証券特例第23条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) 受益証券特例第23条第1号に掲げる場合の売

買の停止は、受益証券又は委託会社に関し、受益証券特例第6条第1項の事実又は同条第2項の事項に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後30分を経過した時(監理ポスト若しくは整理ポストへの割当て事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が取引ポスト割当ての決定に関する発表を行った後30分を経過した時)までとする。ただし、当該銘柄を整理ポストに割り当てることとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。

(2) 受益証券特例第23条第2号に掲げる売買の停

止は、本所がその都度必要と認める期間とする。

(過誤訂正等のための売買の承認申請)

第24条 受益証券特例第25条の規定により本所の承認を受けようとする会員は、本所が定める様式により申請を行うものとする。

受益証券の制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例(以下「受益証券特例」という。)第33条の規定に基づき、受益証券の制度信用取引に係る収益分配金請求権その他の権利の処理に関して必要な事項を定める。</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、<u>信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例</u>(以下「受益証券特例」という。)第33条の規定に基づき、受益証券の制度信用取引に係る収益分配金請求権その他の権利の処理に関して必要な事項を定める。</p>

**立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程
及び受託契約準則の特例施行規則の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 立会外取引特例第6条第3項第1号に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、立会外取引特例第5条第1号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める転換条件の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(利付転換社債型新株予約権付社債券の売買について、規程第8条第4項に定める場合には、当該期日から起算して6日目の日とする。)以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、本所がその都度定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(呼値に関する事項)</p> <p>第5条 立会外取引特例第6条第7項に規定により、立会外取引の呼値に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 呼値の制限</p> <p style="padding-left: 2em;">正会員は次のa及びbに掲げる銘柄について、上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。</p>	<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 立会外取引特例第6条第3項第1号に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、立会外取引特例第5条第1号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める転換条件の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(利付転換社債型新株予約権付社債券(機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の売買について、規程第8条第4項に定める場合には、当該期日から起算して6日目の日とする。)以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、本所がその都度定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(呼値に関する事項)</p> <p>第5条 立会外取引特例第6条第7項に規定により、立会外取引の呼値に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 呼値の制限</p> <p style="padding-left: 2em;">正会員は次のa及びbに掲げる銘柄について、上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。</p>

a 次の(a)又は(b)に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄以外の銘柄

(a) 本所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券(投資信託受益証券を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(投資信託受益証券を除く。)

(b) 投資信託受益証券(国内の他の証券取引所に上場されている銘柄を除く。)

b (略)

付 則

この改正規定は、平成16年 8月27日から施行する。

a 次の(a)又は(b)に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄以外の銘柄

(a) 本所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券(優先株を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(優先株を除く。)

(b) 優先株(国内の他の証券取引所に上場されている銘柄を除く。)

b (略)